

令和6年第1回

定例会会議録

会 期

令和6年3月7日（木）から
令和6年3月18日（月）まで

会 議 日

令和6年3月7日（木）
令和6年3月13日（水）
令和6年3月18日（月）

東 串 良 町 議 会

令和6年第1回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和6年3月7日 午前9時30分
散 会 令和6年3月7日 午前9時52分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦
3番 児玉勇治
5番 牧原完治
7番 前田隆
9番 宮地利雄

2番 小川香織
4番 瀬戸山譲一
6番 西園貞美
8番 上園ミキ
10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 上池勝彦

2番 小川香織

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋啓子

書記 清瀧美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長 宮原順
副町長 大園保広
教育長 金久三男
会計管理者 前田秀一
総務課長 江口勝志
農林水産課長 瀬戸山雅樹
福祉課長 倉ヶ崎和治
税務課長 西田博文
建設課長 寺園竜二

住民課長
企画課長
まちづくり推進課長
農地課長兼農業委員会事務局長
管理課長兼学校給食共同調理場所長
社会教育課長
総務課長補佐

有嶋義昭
中島孝一
上原久
上野勝志
中小野田輝幸
吉留潤一郎
上野史生

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

議事日程のとおり

会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 7号 町道路線の認定について
- 日程第 5 議案第 8号 移動式排水ポンプ購入変更契約について
- 日程第 6 議案第 9号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 7 議案第10号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第12号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 東串良町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 東串良物産館（ルピノンの里）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議案第21号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第22号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

日程第20	議案第23号	令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第24号	令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第25号	令和6年度東串良町一般会計予算
日程第23	議案第26号	令和6年度東串良町国民健康保険特別会計予算
日程第24	議案第27号	令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
日程第25	議案第28号	令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
日程第26	議案第29号	令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第30号	令和6年度東串良町水道事業会計予算

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和6年第1回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 上池勝彦議員及び2番 小川香織議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配布してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

議長及び町長の報告は、配布してありますので、報告を省略します。

また、2月20日、鹿児島市で開催された鹿児島県町村議会議長会の定期総会において、鹿児島県町村議会議長会から町村議会議員25年以上在職者として上園ミキ議員

## 会 議 の 経 過

が、表彰されたので、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 4 議案第 7 号 町道路線の認定について
  - ◆ 日程第 5 議案第 8 号 移動式排水ポンプ購入変更契約について
  - ◆ 日程第 6 議案第 9 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の  
変更について
  - ◆ 日程第 7 議案第 10 号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正  
する条例の制定について
  - ◆ 日程第 8 議案第 11 号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の一部を改正する条例  
の制定について
  - ◆ 日程第 9 議案第 12 号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番  
号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定  
個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
  - ◆ 日程第 10 議案第 13 号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費  
用弁償に関する条例及び東串良町第 2 号会計年度任用職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 11 議案第 14 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
  - ◆ 日程第 12 議案第 15 号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
  - ◆ 日程第 13 議案第 16 号 東串良町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水  
道技術管理者の資格基準に関する条例及び東串良町水道事  
業給水条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 14 議案第 17 号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する  
条例の制定について
  - ◆ 日程第 15 議案第 18 号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 16 議案第 19 号 東串良物産館（ルピノンの里）の設置及び管理に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 4 議案第 7 号 町道路線の認定についてから日程第 16 議案第 19 号  
東串良物産館（ルピノンの里）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定についてまでの 13 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第7号から議案第19号までを御説明申し上げます。

初めに議案第7号 町道路線の認定について御説明申し上げます。

県道永吉高山線の新設道路等に伴い、旧道引き継ぎに関する協定書により町道として管理するため道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第8号 移動式排水ポンプ購入変更契約について御説明申し上げます。

令和5年第4回東串良町議会臨時会の議決を経て締結した令和5年度移動式排水ポンプ購入事業に関する契約について、物品売買変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について御説明申し上げます。

鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定を変更するため、東串良町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第10号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、令和6年3月31日までの時限措置となっており、本町において良質な住宅の確保及び定住促進による地域の活性化を図るため、適用期限を5年間延長するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、令和6年3月31日までの時限措置となっており、旅館・ホテルを新設する事業者に対し助成措置を講じ、旅館・ホテルを確保することにより、本町の観光の振興、町内のにぎわい及び雇用機会の創出を図り、もって本町の経済の活性化及び住民の福祉の向上に資するため、適用期限を5年間延長するものでございます。

また、原油価格高騰・物価高騰等に伴い建築費が上昇しているため助成金限度額の引き上げを行うものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第12号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第13号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を

## 会 議 の 経 過

改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 東串良町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日に施行されることにより、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度の変更に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、東串良町税条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第19号 東串良物産館（ルピノンの里）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第9項において条例で定めることとされる公の施設の利用に係る利用料金について必要な整備を図るものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第 17 議案第 20 号 令和 5 年度東串良町一般会計補正予算（第 11 号）
- ◆ 日程第 18 議案第 21 号 令和 5 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ◆ 日程第 19 議案第 22 号 令和 5 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）
- ◆ 日程第 20 議案第 23 号 令和 5 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
- ◆ 日程第 21 議案第 24 号 令和 5 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- ◆ 日程第 22 議案第 25 号 令和 6 年度東串良町一般会計予算
- ◆ 日程第 23 議案第 26 号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- ◆ 日程第 24 議案第 27 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第 25 議案第 28 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第 26 議案第 29 号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- ◆ 日程第 27 議案第 30 号 令和 6 年度東串良町水道事業会計予算

### 議 長（田之畑）

日程第 17 議案第 20 号 令和 5 年度東串良町一般会計補正予算（第 11 号）から日程第 27 議案第 30 号 令和 6 年度東串良町水道事業会計予算までの 11 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

### 町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第 20 号から議案第 30 号までを御説明申し上げます。

議案第 20 号 令和 5 年度東串良町一般会計補正予算（第 11 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1 千 1 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 6 千 9,805 万 2,000 円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,017万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,791万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,715万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,555万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第23号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第24号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,335万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

続きまして、令和6年度当初予算について、御説明申し上げます。

初めに、議案第25号 令和6年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億8,500万円とし、対前年比5.3%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるところでございます。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4億5,000万円と定めたところでございます。

最後に、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第5条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第26号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,359万1,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第27号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,119万3,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第28号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ405万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第29号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,196万1,000円といたしました。

## 会 議 の 経 過

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第30号 令和6年度東串良町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量は本予算の第2条によるところでございます。

次に、収益的収入及び支出の予算額は、本予算第3条によるところでございます。

次に、資本的収入及び支出の予定額は、本予算第4条によるところでございます。

次に、一時借入金の限度額は5,000万円と定めたところでございます。

次に、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算第6条によるところでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、本予算第7条によるところでございます。

また、水道事業に助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,241万円と定めたところでございます。

最後に、棚卸資産購入限度額は1,000万円と定めたところでございます。

御審議くださるようお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月13日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前9時52分

令和6年第1回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和6年3月13日 午前 9時30分
閉 会 令和6年3月13日 午後 3時43分

出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦	2番 小 川 香 織
3番 児 玉 勇 治	4番 瀬戸山 譲 一
5番 牧 原 完 治	6番 西 園 貞 美
7番 前 田 隆	8番 上 園 ミ キ
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 上 池 勝 彦	2番 小 川 香 織
------------	------------

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	浜 屋 啓 子	書 記	清 瀧 美東士
------	---------	-----	---------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大 園 保 広	企画課長	中 島 孝 一
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	江 口 勝 志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎 和 治	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第20号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 3 議案第21号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第22号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第23号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第24号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

一般質問の目次

質 問 者	質 問 事 項	掲載ページ
上園 ミキ	1. 公約実現について	p. 1～
	2. 交通弱者対策について	p. 8～
児玉 勇治	1. 隣地及び道路にはみ出した竹林の取扱いについて	p. 10～
	2. 外国人の児童受け入れについて	p. 12～
	3. ふるさと納税について	p. 15～
前田 隆	1. 農業振興について	p. 19～
	2. 畜産振興について	p. 20～
牧原 完治	1. 予防接種について	p. 23～
	2. 学校給食費について	p. 24～
	3. 交通安全対策について	p. 26～
	4. 小・中学校プールの活用について	p. 28～
瀬戸山 譲一	1. 町長の行政姿勢について	p. 30～
	2. 町長の選挙公約について	p. 35～
	3. 複合施設について	p. 35～
宮地 利雄	1. 防災・減災対策について	p. 44～
	2. 保育業務のデジタル化について	p. 47～
上池 勝彦	1. 公共施設等における防犯対策について	p. 49～

小川 香織	1. 選挙公約における小・中学生の給食費について	p. 53～
	2. 新しい制服の購入に伴う補助について	p. 65～
	3. 選挙公約における子ども未来会議について	p. 69～
	4. 選挙公約における福祉バスの導入について	p. 70～
	5. 選挙公約における買い物弱者支援のための交通対策について	p. 71～
	6. 防災計画について	p. 73～
	7. 財源の確保について	p. 75～

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
8番 上園ミキ議員。  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

おはようございます。

公約実現について町長にお伺いいたします。

町長におかれましては、今回の選挙で民意が示され、3期目を迎えられました。町長自身も3期目を集大成と位置づけていらっしゃるようですが、だからこそ町民との約束されたことは守るとの意思の表れではないかというふうに思っております。

そこでお尋ねいたしますが、公約の中で保護者負担一律1,000円とあった。どのような手順を踏んで進められるのか、まずお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。  
お答えします。

令和5年度における本町の学校給食費は、小学校が月額4,000円、中学校は4,500円でございます。平成28年度2学期以降、保護者の経済的負担軽減と定住化促進を目的といたしまして、児童生徒1人当たり月額2,000円を町費で補助しております。令和5年度における学校給食費の保護者負担は、小学校が月額2,000円、中学校は月額2,500円でございます。先月25日に行われました町長選挙に際しまして、学校給食費保護者負担一律1,000円をこれからの挑戦といたしまして、公約にうたったところでございます。

学校給食費保護者負担一律1,000円につきましては、令和6年度の当初予算が骨格予算となるため、本年6月議会において学校給食費保護者負担1,000円を除いた

## 会 議 の 経 過

額を補正予算といたしまして計上し、6月議会で議決された場合は、翌月の7月から実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

今、町長の答弁を受けたわけなんです、2,000円負担をするようになってから滞納者がいたかどうかというところを、管理課長でもいいですので、どうだったでしょうか。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

2,000円補助が平成28年度から始まりまして、それ以降は滞納者は今はゼロの状態です。いない状態でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

半額助成になってから、滞納者がいなくなったということは、それだけ効果があったというわけですね。今回、700円の値上げをされるということですか、町長。（発言する者あり）いやいや、それはいいです。そのことは言われなかったですね。分かりました。

それでは、次の2番目に入りますが、無償化ではなく、保護者負担一律1,000円を求めたのはなぜかということを町長にお伺いいたします。町長は、今回のマニフェストの中にもそのことを掲げられております。いわば、民意が示されたということは、これが理解されたからだろうか、そうだろうなというふうに私は認識しておりますが、その保護者1,000円を求めた理由というところをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

学校給食費の負担につきましては、学校給食法第11条に学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それらの経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。

私は無償ではなく保護者に1,000円の負担を求めたのはなぜかということですが、我がまちは農業のまちで、ほとんど農業を一生懸命頑張っているんですけど、鳥さんは50日で処分されます。豚は6か月です。そして、牛は27か月で食されます。そして、一番きついというか畜産でもきついのは酪農家です。この酪農家の牛乳が一番乳の出る牛はよく熱を出すんですね。熱を出したとき、獣医さんと呼ぶんですけど、そのときに何をされるかという、獣医さんがおっしゃる言葉が抗生物質を打ちますか、打ちませんかということがあるんです。抗生物質を打ちちゃうと四、五日、牛乳が出荷できなくなります。そのときに捨てる牛乳の量というのは1回に大体20キロぐらい捨てるんです、尿だめの方に。そのとき酪農家の方々が一番涙ながらに捨てる、私は、自分がそうやってた家業でしたけれども、一番抗生物質を打つことがなかなか抜けないのが、毎日検査に出すんですよ。検査をして4時間たったら結果が出てきます。そのときに4日目、大体5日目にその抗生物質がありませんということで出荷オーケーが出るんです。それだけ酪農家の牛乳というのはきついというか、酪農家さんはみんな苦労されております。そういう中で牛乳が飲み残しがないようなことをやっていただければありがたいなと思っております。そして我がまち、さっき言いましたけれども、農業のまちでお米をいっぱいつくっております。お米というのは4か月かかります。4か月間、農家さんは朝水をかけて、夜は水を止めるという、こういう作業を毎日されております。そして畦畔の除草とかいっぱいされております。鳥、牛、豚のこういうなりわいをやっている農家さんがいっぱいいらっしゃいます。そして稲作をやっている、こういう方々に対しましての鳥、豚、牛に対する感謝と農家さんに対する感謝があれば、この給食の残食もなくなるんじゃないかという思いで、この1,000円というのをうたっております。それと1食に例えますと50円です。1食50円の支出だけやっていただきたいなという思いでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今、町長から、なぜ1,000円にしたのかというところを伺いまして、理由を述べられました。私はこの1,000円に対して高いか、安いという議論をするよりも、どうして農家の皆さん方が今町長が言われたように、頑張って牛なら牛、飼育されて、こういうふうに皆さん方に食べていただいているのかというところを私は主張したほうがいいのかなというふうに思いますので、そこでこの町長の考え方を食育につなげられ

## 会 議 の 経 過

ないかということをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

このことは多分議事録として会議録に載るんだろうなと思いますけれども、それを読んだ保護者が理解していただければ、この残食もなくなるだろうと思っておりまして、今おっしゃる食育につなげていければありがたいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

私は、給食委員会ですかね、その傍聴に行きました。今のような話を町長がされたのを記憶しております。そして、その中で何か町長、私は何も委員の皆さん方からこのことについて異議は出なかったように感じましたが、何か出たでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

中学校のPTA会長さんだったと思うんですけれども、その会長の口から、今、町長の話をお聞きしまして、子供たちに対して残食はしないようにということが言えるようになりますねということはお聞きしました。聞いただけでもありがたいなと思っておりました。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

残食もそうですが、やっぱり1,000円は負担をしてもらうんですが、食の低下につながらないような給食というのをつくっていただくようにしていただきたいものだというふうに思っております。

それから3番目なんですが、保護者負担1,000円にした場合、町の負担額は幾らになるかというところをお伺いいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和5年度における本町の学校給食費は、小学校が月額4,000円、中学校が月額4,500円でございます。ところが近年、食材等の物価が高騰しておりまして、現在の学校給食費では、学校給食の質を維持することは困難な状況であることから、本年2月16日に開催されました令和5年度第2回学校給食共同調理場運営委員会におきまして、令和6年度学校給食費を小学校が月額4,700円、中学校は月額5,200円と、それぞれ700円の値上げがなされたところでございます。

学校給食費保護者負担一律1,000円につきましては、先ほど答弁いたしましたように、令和6年度の当初予算が骨格予算となるため、本年6月議会において学校給食費保護者負担は1,000円を除いた額を補正予算として計上し、6月議会に議決された場合は、小学校は月額3,700円、中学校は月額4,200円を町が負担することとなります。

直近の令和6年度児童生徒数調査では、小学生が362人、中学生が185人で、学校給食費の町の1か月分の負担額は、小学校分が133万9,400円で、中学校分が77万7,000円、小・中学校全体で216万6,400円でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

この700円値上げをするということですよ。値上げ分は、保護者負担とされるわけですか。その場合、1,000円になるまで何か月間の負担になりますか。3か月ぐらいだと思いますけれども、それでいいですか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

本年6月議会で補正予算として計上いたしますので、翌月の7月から実施ということになりますので、町の補助の3,700円、4,200円につきましては7月以降ということになり、その間の保護者負担3か月分は生じるということになります。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

3か月分は保護者負担として、保護者の皆さん方をお願いするということですよ。この町が負担するお金というのは、財源は何でしょうか。何を充てられますか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

財源の話でございますが、基本的に令和4年度から令和6年度までの数字で申し上げますと、大体1,000万円程度、過疎のソフト事業で充当いたしておりますし、その残りの部分について大体毎年二、三百万円あるんですが、それについては一般財源を充当しているというところで予算措置をしているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

過疎債も充てるということなんですが、この過疎債がソフト事業の中で認められなかった場合は、一般財源だけで補われるということでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり、過疎債も枠がございまして、私どもも毎年多くの額を要求するんですが、このソフト事業につきましては、基本的には3,500万円と、プラス財政力に応じて3,500万円と、最大7,000万円の枠を確保できる場所であるんですが、うちは大体毎年4,000万円ぐらいの確保になっておりまして、それをソフト事業、いろんな部分のソフト事業に割り振っておりますので、枠につきましては一般財源で調整していかざるを得ないのかなと、その過疎債の枠の範囲において、その範囲外についてはですねというような形で思っているところでございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

本当は、できるだけ一般財源を使わない方法があればいいのかなというふうには思いますけれども、やっぱりほかのところも過疎債を使うところが出てきたら、そういうわけにはいかなくなるようなこともあるのかなということは理解いたします。

それから4番目なんですが、将来、無償化も考えているのかということでございますが、他町は無償化するのだから本町も無償化がいいんじゃないかというような話もありますけれども、これに対して、まずは保護者の皆さん方から無償化にしてくれとか、1,000円は高いよというような、何かそれらしきものは届いてませんか、声は届いていませんか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
今現時点ではそういう声は届いておりません。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
8番 上園議員。

8 番（上 園）  
この無償化については、国のほうもようやく何がしの議論がされるようになりましたけれども、なかなか無償化に国がするとなれば、私立との関係、学校に弁当を持っていく学校があつたりとか、それぞれ給食費に対して格差もあつて、なかなか国が一律にこれだけということはどうなんだろうかと、私自身ですよ、これは私の個人の考え方なんですが、そういうのも出てきたりすれば、無償化した場合は、そのまちが、国がちゃんと交付金なりを充てるまでは、ちゃんと国が決まるまではそのまちが負担をしなければならないということになりますよね。そうすれば、いつか我がまちの財政も苦しくなったときに、そのときになって無償化したけれども、やっぱり保護者の皆さん方にも何かしらの、1,000円なら1,000円なんですが、今回は1,000円ということなんですが、負担をしてくれ、私は難しいんじゃないかなというふうに思います。今回町長が1,000円を負担してくださいよと保護者の皆さん方にもマニフェストで示されて、それが何も言っていないよということに町長自身捉えていらっしゃるのじゃないかなというふうに思いますけど、それぞれの考え方がありますよね、町民の皆さん方の中にもいろいろあると思いますが、将来はどうなんでしょうか、将来も無償化は考えていらっしゃるんでしょうか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほども答弁しましたように、学校給食費の負担につきましては、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は義務教育諸学校の設置者の負担としております。それらの経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担と定められておりますので、今後につきましては、さらなる学校給食の質を維持できるような取組を推進することとしておりまして、現時点におきましては、学校給食費を無償化することは考えていないところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

現時点では考えていられないということであれば、将来は分からないということですよ、そのときに応じてみないと分からないということですよ。保護者の皆さん方から今の時点では何にも言ってこないということであれば、1,000円もありかなというふうに私は理解をしますけれども、やっぱり無償化を言われる方もいらっしゃいます。できましたら、それはもう無償化にしてもらった上はないことなんです、自分のまちの財源的なことも考慮しながら、やっぱり無償化には向けていかれるべきではないかなというふうに思います。

学校給食にとって質の低下につながらないような形での食材の提供であったりとか、給食の提供というものはしていただきたいというふうに思っております。

それでは給食関係につきましては、これで終わりますが、次は、交通弱者対策も町長のマニフェストに載っております。このことは、以前にも交通弱者対策については質問をいたしましたけれども、そのときの答えが乗り合いバス、タクシーですよ、乗り合いタクシーを何とかできるんだっただけというふうなことであったんですが、今まで私が質問をした乗り合いタクシーについて、その後の進捗状況はどうなのか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ただいま議員からありましたように、買い物弱者支援の交通対策を選挙公約に掲げさせていただきました。乗り合い制度の進捗状況についてのお尋ねでございますが、乗り合い制度も含めた交通政策に対する現在の状況と、来年度に向けて予定している取組に

について説明させていただきます。

まず、令和５年度中の３月末に道路運送法並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会といたしまして、東串良町地域公共交通活性化協議会を立ち上げます。

協議会の構成メンバーにつきましては１４名を予定しております。その内訳は、副町長、バス事業者として鹿児島交通株式会社より１名、タクシー事業者としてＫ・Ｔ交通有限会社より１名、公益社団法人鹿児島県バス協会より１名、一般社団法人鹿児島県タクシー協会より１名、公募による町民代表２名、それと国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局より２名、私鉄鹿児島交通労働組合より１名、鹿児島県総合政策部交通政策課より１名、鹿児島県大隅地域振興局建設総務課より１名、肝付警察署より１名、学識経験を有するものとして、鹿児島大学より１名となっております。

次に、令和６年度に入りましてからは、町の公共交通計画づくりに着手することとなります。この計画づくりにつきましては、当然のことながら、東串良町地域公共交通活性化協議会に諮って決めていくこととなりますが、全体的な流れといたしましては、７月頃に専門のコンサル会社と契約を締結し、８月に地域現況や公共交通の現況整理、７月から９月にかけて、移動実態や公共交通に対するニーズ等の把握調査、１０月から１２月にかけて、地域公共交通の問題点及び課題の整理を行い、１２月に活性化協議会やパブリックコメントでの議論、意見等を踏まえた上で、計画案の取りまとめを開始し、計画策定の完了は令和７年３月を予定しております。

乗り合い事業につきましては、具体的な運行計画など、交通事業者との調整を図り、協議会で了承をされ、国の許可を受ければ、関連予算の成立後に一定の準備期間を経て、令和７年度の年度途中からスタートする見込みとなります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

８番 上園議員。

８ 番（上 園）

ただいまそうそうたるメンバーが発表されましたけれども、できまして、これを利用したいという高齢者の皆さん方も入れられたほうがよかったのかなというふうに思います。といいますのも、この制度については、非常に町民の皆さん方の期待が高まっています。いつになるのか、いつになるのかという問合せがいつも来ております。中には、全ての人が利用できるものだとか誤解されている方もいらっしゃいます。いわば、串良に飲み会に行きたいけど、そのときのタクシー利用もでくったつどがというような話まで出てきていて、それはできないよ、これは買い物弱者に対する乗り合いタクシーの制度になっていくんだよということは説明をしておりますけれども、中にはそういう誤解をされた人もおりますので、できまして、こういう制度をつくってスタートするまでの間に、町民の皆さん方に文書ではなく、口頭で地域ごとに詳しく説明をして理解をもらう方法というのを探っていただきたいなど。文書で配ってもよく見ないとか、理解がで

きないという人が多々あるんじゃないかなというふうに思いますが、町長、そこら辺のところはどうでしょうか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

町民の公募ということで2名選出をさせていただいておりますが、この方々も一応、高齢者の中には、年齢的には高齢の中に入りますし、それから紙だけではなくということでございますので、例えば老人クラブの会合とか、そういったことがあればそこで説明をさせていただいたりとか、そういった機会も有効に活用させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

いろんな機会を捉えて説明をしていくというお話でございましたので、ぜひ町民の皆さん方の誤解というのが誤解が誤解を生んで大変な方向に向いていくということもありますので、やっぱり説明するときには、文書だけではなくて、できたら口頭で説明ができるような、町での体制づくりというのも私は大切じゃないかなというふうに思っております。

以上をもちまして、私の今回の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（田之畑）  
次に、3番 児玉勇治議員の発言を許します。  
3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1点目が、隣地及び道路にはみ出した竹木の取扱いについてであります。

民法の改正があり、令和5年4月から、竹木の枝の切除について、民法の233条3項に、次に掲げるときは、土地の所有者はその枝を切ることができるとなりました。

この民法に三つの項目がありますので読まさせていただきます。

一つ目が竹木の所有者に枝を切除するよう勧告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき、二つ目が竹木の所有者を知ることができず、またはそ

の所在を知ることができないとき、三つ目が緊迫の事情があるときです。もちろん個人の問題に行政が介入することはできませんが、今後は道路にはみ出した竹木だけでも今読み上げた3番目の緊迫の事情を考慮すれば、道路等にはみ出した竹木が容易に切除できると思うのですが、どう考えているかを伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

道路にはみ出した竹木の枝等につきましては、土地所有者に催告をしたにもかかわらず、切除しない場合、土地所有者が不明な場合、緊迫の事情がある場合などに、道路管理者が切除できる旨、令和5年4月1日施行の民法改正がなされたと認識しております。台風、大雨等の道路管理につきましては、交通に支障があり、早急に対処しなければならぬところを最優先に町内土木業者や消防団の方々などの協力をいただきながら、復旧に努めているところでございます。道路法第42条では、道路管理者は一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないこと、また同法第43条において、何人とも交通に支障を及ぼすおそれのある行為が禁止されていると規定されております。よって、民法改正による台風、大雨等により、道路にはみ出した竹木の除去や、枝切り等への影響は特段感じておりませんので、改正前と同じ対応をしてみたいと考えております。

日常的な中で、町民の方々からの通報で道路にはみ出した竹木の枝等がある場合は、通行上危険な状態であるか現場確認を行い、支障がある場合は除去しております。また、通行上の危険がないと判断した場合についても、所有者等へ文書により通知を行い、除去をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま町長の意見を聞いたところなんですが、以前私が町民の方から、道路に竹がはみ出してるから役場に言ってもらえないかと相談を受けて、役場に言ったのですが、私有地の竹木はなかなか切ることができないと回答がありました。しかし、最近はずごく台風や大雨に対しての処置が早いように思うのですが、これは民法に関係なく、何か理由があれば再度それを聞かせてください。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

最近、台風、大雨の後の処理が早いということで理由は何かということでお尋ねだと思います。建設課の対応としましては、民法改正と全く変わりはありません。住民の方々から情報提供があった場合には、即座に現場に出向いて、その交通の状況が危険であるか、危険であった場合にはそれなりの対処をしております。職員で対応ができる場合には職員で枝等を切り落としたりして、交通に支障のないような状態をつくっております。また、交通に支障がない場合であった場合には、土地所有者に対しまして、文書をもって通知を行い、土地所有者に処理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま課長の意見を聞いたところですが、事故は一瞬で起きます。目の前の道路に竹木の枝があれば目を閉じたりとか、ハンドルの操作を間違えることもあります。以前、同僚が課長に質問したんですけど、町道と県道、国道の管轄があるのでなかなか難しいところもあると思うんですけど、町民の安全のために職員の方も頑張っていると思うんですが、町道だけでも、もしそういう事例がありましたら迅速な対応を願いまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目が外国人の児童の受入れについてであります。

現在、池之原小学校にベトナム人の児童1名、多分1年生だと思うんですが、今年の12月から入校していると思います。以前は児童とか生徒を連れての入国はなかったわけですが、今回が初めてということで、行政の対応も大変だったと思います。現在、本町の児童とベトナムの方が同じような教育を受けているのか、教育体制について伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

国は、共生社会の実現に向けた帰国外国人児童・生徒等の教育の推進として、外国人がその保護する子供を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、国際人権規約を踏まえ、無償で受け入れており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障することとしております。令和4年10月に文部科学省から公表された日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査結果によりますと、小学校における日本語

指導が必要な外国籍の児童数は、令和３年度には全国で３万人を超え、ここ１０年で倍増しております。一方、本県におきましては、令和３年度時点で４０人から５０人程度推移しているところでございます。

このような流れの中、本町にもベトナム人の御子息が１人、池之原小学校に入学しました。初めての外国人の受入れということもあり、教育委員会としましても、学校としましても戸惑ったことは否めません。幸い保護者が日本語の理解力が高かったため、入学する学校を含め、保護者の意向を確認するとともに、学校、保護者、教育委員会の三者で協議を行いながら、受入れ体制を整えていきました。現在当該児童は池之原小学校１年生の通常学級に在籍しており、担任を初め学年部、特別支援学級担任、特別支援教育支援員、管理職などの関わりにより、全校体制で見守っており、教育委員会としましては、今後とも外国人児童の支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

３番 児玉議員。

３ 番（児 玉）

ただいま教育長から受入れ体制の状況を聞いたのですが、一番は自分が思うのは年度途中であっても先生方が大変であったというのは、一番のコミュニケーションというのはやっぱり言葉ではなかったかと思うのです。数年前、国会議員の森山先生が自分たちに見せられたのが今こういうのがあつとよ。それは、英語を日本語に、日本語を英語に変換する機械だったんですね。だからそれを見たときは、今からもう外国に行っても１人でいろいろできるなという考えを持ったんですが、今はもうそれがテレビでCMでよく見かける機械になったわけですね。このように日本語とベトナム語の相互に交換できる機械が小学校のほうでも使われているのかどうかを伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

教育委員会としましては、当該児童の在籍する学校を訪問し、当該児童の様子を見学するとともに、担任からの聞き取りを行いました。本児につきましては、少しずつ学校生活に慣れてきており、自ら友達の輪に入っていくなど、コミュニケーションを図る場面も見られました。当該児童の話せる言語は、ベトナム語のみであり、日本語はもちろんのこと英語も話せないということで、教育委員会も学校も大変苦慮いたしました。教育委員会としましては、携帯型の自動翻訳機を２台購入し、担任と当該児童がお互いに意思を伝えられるよう、ハード面の整備を行いました。教育委員会としましては、今後とも外国人がその保護する子供を町立義務教育学校へ就学させることを希望する場合、

## 会 議 の 経 過

日本人児童生徒と同一の教育を受けられる機会を確保するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

先ほども述べたとおり、やっぱり言葉の弊害が一番の問題だと思っていたのですが、少し安心したところです。

次は、学童の件なんですけど、福祉課長でもよろしいのですが、この児童が年度途中に來たわけです。母親は都合によりどうしても働かなければならないわけです。そこで子供を放課後、学童に入れる必要があったんですけど、その学童に編入する場合、年度途中だったとかそういうので問題はなかったかを伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

当初、保護者が御子息の入学を考えていた学校区内に設置されている学童につきましては、定員上の理由で受入れが難しかったため、最終的には池之原小学校に入学し、池之原小学校区内にある学童に通園しているところでございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

その学童というのは、青葉保育園でよろしいでしょうか。今後このような子供を連れて、外国人の方が増えていることは十分考えられます。今回初めての経験だったわけですが、小学校、中学校への入校、そして学童問題で、今後問題点があれば聞かせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

本年2月28日の南日本新聞に、出生数、最小75万8,631人との見出しで、日本国の少子化の進行が改めて示されました。人口減少や高齢化に伴い生産人口が減り、

日本全体で労働者不足が生じております。そのため外国人労働者の受入れによる労働力の供給が日本経済をサポートしている現状は否めない状況であると考えております。このような国全体の大きな流れを受けて、外国人及びその家族が入国するケースが増えてきております。国は、就学校の決定に伴う柔軟な対応としまして、保護者の申立てにより、受入れ体制の整った学校へ変更すること、受入れ学年の決定に際しては、直ちに年齢相応学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、他学年への入学許可などを学校への円滑な受入れの指針として示しております。

このような中、令和元年度の調査では、約2万人の外国の子供が就学していない、または就学状況が確認できていないようでございます。教育委員会としましては、今後とも外国人の子供が就学できるよう、住民基本台帳部局や福祉部局等と連携するとともに、外国人の子供が学校に楽しく通うことができるよう、学校と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

子供は、環境に慣れるのが早いと言われます。しかし心配事や、ストレスは他国に来るわけですので大変なものだと思います。今回初めてのことで、執行部や学校側も大変ですが、このベトナムの方が本当に東串良を選んでよかったと思えるような援助とサポートができればと思っていますところです。

それでは、最後のふるさと納税についてに移ります。

現在、私はふるさと納税がどうなっているか知りたくて質問させていただきます。

まだ年度の途中ですが、2月までの金額と今後の見込みが分かればお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和6年2月末のふるさと納税寄附金額は11億5,615万500円であります。今後の見込み額につきましては、年末は寄附額が多くなる傾向にありますけれども、年明けから今年度の3月にかけては、税の控除が次年度になることから、どうしても寄附額は少額となる時期であります。

したがって、2月末の寄附額に上乗せされる寄附額はさほど期待できないところでございますが、今年度の最終的な寄附金額は11億7,000万円弱を見込んでおります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

令和4年度はあまりにも多過ぎて約17億円だったと思っているんですが、今答えがあったとおり、かなり落ち込んでいます。まだ年度の途中なのですが、これから落ち込んだ原因というのはいろいろ調査されると思うんですけど、現時点で、もしこれが理由だというのが分かればちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和4年度と比較いたしまして、令和5年度の寄附額は、議員がおっしゃるとおり確かに大幅に落ち込んでおります。寄附の減額につきましては、寄附者の考え方によるところでございますけれども、したがいまして、その理由を聞くすべもないことから要因を特定することは不可能であると思っております。

本町が契約を締結しているふるさと納税管理業務委託会社によりますと、こちらの会社は県内17自治体と契約しているとのことですが、約半数の自治体の寄附額は減少しているとのことでございます。確実な要因を申し上げることはできませんけれども、考えられる要因の一つが総務省告示で、ふるさと納税の経費は5割以内に抑えることとなっております。その経費に、当初、返礼品の送料は含まれていなかったのですが、昨年10月から、その送料も経費に含めるよう国の方針が転換されました。寄附者の多くは、関東、関西、中部の大都市圏からの寄附が多く、本町のような地方から大都市部へ送料はどうしても高額なこととなっておりまして、その方策として県に近い自治体では、距離が近いことから、そもそも送料が安いこともあり、送料を経費に含めても大きな影響はなく、返礼品の内容、寄附額はそのまま据え置いたことが十分に考えられ、地方よりも、大都市圏周辺自治体の返礼品の方がお得感があるという寄附者の心得が働いた可能性もございます。実際に昨年10月以降、大都市周辺の自治体の寄附額は増えているという情報もあります。このことが寄附額の減額に至った要因の一つと考えられるため、参考までに説明をさせていただきました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私は、ふるさと納税の一般質問は今回が2回目です。最初の質問のときから比べると納税額の多さに驚いています。これはもうひとえに執行部の努力のたまものだと思っています。ふるさと納税は、町が事業をする上では、今でも欠くことのできない収入源だと思っています。そこで町長が選挙に今回出馬されたときの公約の中にふるさと納税のさらなる獲得というのがあったんですが、もしこの対策を考えていらっしゃるのであればちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

新年度の4月から年末にかけては、ふるさと納税管理業務委託業者や町内登録事業者と連携を密にし、学習会等も定期的開催しながら、ふるさと納税寄附獲得に向けた環境を整えてまいりたいと考えております。

また、町内の新たな事業者の掘り起こしや、事業者同士のコラボ返礼品、新たな返礼品開発に取り組みます。さらには楽天や、ふるさとチョイスなど、寄附や返礼商品を申し込む各ポータルサイトにおいて、寄附者のニーズに沿う内容づくりに努めることによって、寄附額の獲得に向けて邁進してまいりたいと考えております。

人脈を活用したふるさと納税の取組も一部紹介させていただきますと、ルーピンの生育に関して調査研究に御尽力いただいている名古屋大学の多田教授と、本町出身の野元講師のお取り計らいで、昨日、鹿児島市のロイヤルホテルで開催されました。全国から80名あまりの大学教授が参加された学会終了後の懇親会に参加させていただきました。その会場の一角に、本町のみブースを設置させていただきまして、本町のピーマンを活用したピーマンオープン焼きや、キュウリ、さつま揚げ、ウナギ、けせんだんごなどの試食をしていただきました。黒毛和牛のお肉やウナギなどの抽せん会も行い、大いに会場が盛り上がったという報告を本日、先ほど参加した職員から報告を受けております。その場において、本町へのふるさと納税のお願いもさせていただいたところ、教授の皆様方にも好印象で、ふるさと納税に協力させていただきたいという多くの声をいただいたとのことで、大変ありがたいことでもあります。今後もこのような様々な人脈を活用していただきまして、ふるさと納税獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま町長の発言で理解したところなんですけど、これは私の一つの案として聞いていただければと思います。スイカはどうでしょうか。松林に近い安留から山野、塩浜

までの松林近くの砂地は、自分は、スイカ栽培にはすごく適しているんじゃないかと思うんです。自分が小さいときに食べたスイカは皮のところまで甘かったです。このおいしさは、やごろうスイカに匹敵するんじゃないかと自分は思っているところです。この前、メロンも食べさせてもらったんですが、このメロンもどこのより自分は甘いと感じたところです。メロンとスイカはふるさと納税に入っていると思うんですけど、多分スイカなんかは季節限定でないとなかなか無理だと思うんですけど、これをハウスとかいろいろ使って1年間ふるさと納税に出せれば、一つのまた東串良の名前が売れるんじゃないかと、これは私の一つの案ですけれども、そのようにいろんなのを考えてもらって、農産物、果物、そして生産加工品の開発が必要じゃないかと思います。中学生、高校生、そして若者もふるさと納税の話を聞けば、また子供たちの話というのは、わざわざ飛んでいるというか、そうなんですけど、それがまた実現に向けるときがかなりあるときもありますので、そんな話を聞いてみてはどうかと思うんですが、この辺は町長どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今議員がおっしゃるとおり、メロンとスイカ、私もスイカについては、MBCテレビでもPRさせてもらったことがあるんですが、このスイカの第一花というのは特別においしさがありまして、これはPRする価値はあると思っております。

今後、物産館とか、ああいうところをまた活用していただきまして、ふるさと納税につなげる、そういう方法、方策というものをまた見出していきたいと思っております。

ふるさと納税につきましては、中高年や若い人にもふるさと納税の思いも聞かれているという御提案もありましたけれども、経営に直結する内容でありますことから、あくまでもふるさと納税返礼品登録事業者として農家さんも登録していただきまして、自主的に頑張りたいという方を今後も引き続き交渉を行っていきたいと考えております。

また登録事業者の中にも20代の若い方もおられますので、若い人の中にも積極的にその輪を広げていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私は先ほども述べたとおり、職員はすごく頑張っていると思います。でも今まで登り続けたふるさと納税が初めて下がったわけですので、令和5年度をいろいろ分析を行って令和6年は、もう一度上回るとはいいいませんが、それに近いような数字を残せていただければ。今言ったとおり、今ある絶好調な商品だけではなく、やっぱり新しい開発

## 会 議 の 経 過

がないとなかなかだと思しますので、頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

—◇—

再 開 午前10時38分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

それでは、私も通告に従いまして2点ほどの質問をさせていただきます。

まず1番目に農業振興についてですが、露地野菜について資材などの価格高騰で経営に影響が出ている中、町としての施策をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

農業資材が高騰している理由は複数考えられますが、その主な要因といたしまして、原材料価格の上昇、エネルギーコストの増加、需給バランスや為替レートの変動など様々でございます。それらが相互に影響し合い、農業資材の価格高騰につながっているものと思われます。

町といたしましては、まず生産技術の向上や効率化に焦点を当て、資材価格が高騰している農家が経営を継続できるよう、経営改善の情報を提供することが必要です。本年度も農業経営塾を開講し、社会情勢の変化に対応するための経営技術の向上について、情報提供を行いました。

ただし、農業資材の高騰に直面する農家の短期的な不安を払拭するためには、資材購入に関する補助金等を提供し、経済的な負担を軽減させることが重要だと考えております。現在、町といたしましては、農林漁業振興支援補助金の内容を改め、令和6年度は、資材高騰による負担を軽減するメニューを追加することとしております。

また、このような一時的な対策ではなく、持続可能な生産方法の導入や改善を支援し、

資材の使用量を減少させる環境に配慮した農業が展開されるよう推進するなど中長期的な支援策も必要でございます。

国において、化学肥料2割低減の支援などありますが、町といたしましては、町堆肥センターの有効活用の推進なども含め、様々な施策を組み合わせながら、農家の経営に対する資材高騰の影響を最小限に抑えるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

露地園芸の方は、もちろん我々畜産農家もそうですが、天気で物凄く左右されますよね。捨て作というのかな、契約栽培されていると思うんですけど、キャベツにしてもそのまま耕運されたり、大根も花が咲いて収穫できなかったりとか、この前もですけども、1町歩ぐらいかな収穫をされて、話によると会社が潰れたというような話もありますけど、収穫をした大根をかごに入れますよね、かごに入れたやつをまたその畑に捨てていました。尋ねてみたら会社が引き取ってくれなかったと。どうなるんですかち言たなら、自腹じゃっどなというような話でした。そういう観点から何か支援と言うとおかしいですけど、そういうのはできないのかなと。今、町長の話で、農林漁業振興支援補助金というのがあるということでしたので、令和6年度は持続可能な生産の方法の導入を改善するというような話もありましたので、3月議会は骨格予算のために予算が計上されていませんが、6月議会で肉づけ予算でぜひ予算計上するよう要望して、次の質問に移らせていただきます。

次は、畜産振興についてです。

養豚、酪農、和牛農家の減少対策について、受精卵移殖は酪農、和牛農家になくてはならない事業だと思います。受胎率向上に向けての対策をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、特に畜産関係におきましては、牛肉並びに乳製品の消費低迷に加え、家畜の餌でございます配合飼料等が高止まりの状況の中、令和元年度と比較し、経費は約1.5割増しとなっております。畜産経営において深刻な状況だと認識しているところでございますが、このような状況を踏まえまして、畜産業を取り巻く状況打開に向けた各種施策について、担当課に指示いたしましたところでございますが、養豚、酪農、和牛農家においても、追加支援を行う予定でございます。

また議員お尋ねの受精卵移植につきましては、町畜産新技術協議会におきまして、東串良町の和牛酪農経営の安定に資するため、平成9年から事業を展開しているところでございます。当協議会においては、町内の和牛振興会、酪農振興会、家畜人工授精師会、獣医師会を初め、その他関係機関、6機関で構成しております。

事業内容につきましては、能力の高い和牛受精卵を毎年10本程度購入し、和牛、酪農の農家さんから要請があったときに、移植条件に該当する牛を対象に、受精卵移植を行っております。

当協議会といたしましては、近年、受胎率が低迷しておりまして、事業の有効性、効果性について問題視しておりましたが、令和4年度に体制、仕組みの充実を図っておりまして、受精卵は1本約5万円と非常に高価でありますので、獣医師及び授精師に移植条件に該当する牛であるかを慎重に見ていただくようお願いしております。

また、不妊治療に利用される受精卵移植については、県の肉用牛改良研究所と提携いたしまして、種雄牛候補の受精卵を無償提供していただいているところでございます。受精卵移植事業につきましては、町和牛振興会並びに酪農振興会からも優良家畜確保のため、有効な事業であり、ぜひ継続していただくよう要望書も提出されているところでございます。

当協議会の会長は私でございますが、関係機関とも連携を図りながら、本町の畜産振興のため、受胎率向上に向けて取り組んでまいり所存でございます。

なお、受胎率については、今後さらに注視しますとともに、事業の継続につきましては、ここ数年の状況を踏まえまして検証し、判断させていただきたいと考えております。以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

私の調べたところでは、令和4年度だったですか、受胎率が10%程度だったですよ。それは何であんなに低かったのかと、その原因は分かりませんが、これは受精卵移植の移植師によっても大分違うんじゃないかと思うんですよ。何でかという、今の移植師の獣医の先生たちが悪いというわけではないんですけど、実例を言いますと、私のところで令和4年度で10頭ほど受精卵をしました。それで、90%、10頭のうち9頭受胎をしました。それは令和5年度で今それは売却中ですけど、何でかという、受精卵移植師で、私のところで一番びっくりしたのは夜の8時頃、授精師が来て、まだ、移植する適期ではないと。今から7時間から8時間後が一番前田さん、適期だよなって言たで、そげんすれば夜中の3時、4時やがねと言ったら、いや、いいですよち、来ますと。それで、うちは息子をやって4時に移植をしました。それももちました。だからそういう授精師が自分の農家をお願いする移植師で、そういう移植師ももしできたら使われたほうがいいんじゃないかと思えます。ほとんど適期に、朝来て、いやまだ早えど、夕方来っでなとか、普通の授精もそうなんですけど、獣医師の場合はなかなかお産があ

ったりとか、緊急手術があつたりとかいって、なかなか適期に移殖ができないと思うんですよ。できることもあるだろうけど、なかなか適期に夜中の4時頃に来て、するというのはなかなか難しいと思うんですよ。うちがお願いしている移殖師は夜中の何時だろうが、ちゃんと自分で直検をして、濾胞の確認をして、その状態を見て、親指で、これだけで見るわけですから、これだけで見て、触ってみて、まだ濾胞が硬いよとか、軟らかいよとか、適期だよとか、まだ2時間後、3時間後だよとか、鹿屋からですけども、わざわざまた出てきます。それで90%という受胎率が上がったと思います。町もそういうのをしてもらえればまだ受胎率が上がるんじゃないかなと思います。何でかという、和牛もそうなんですけど、酪農は町長自らが経験されているわけですので、10頭で仮に1万リットル取るか、15頭で1万リットル取るか、20頭で1万リットル取るかですよ。頭数が多くなれば経費もだんだん多くなるわけでしょう。だから優良雌牛の雌を受精卵で残して、そういうので経営をすれば、案外と経営も圧迫されないんじゃないかとうちは考えます。だからこの受精卵移殖は今さっきの町長の話では、ここ二、三年、様子を見てからという話もありましたけど、受胎率の向上に向かって進むのであればそういう施策もちゃんと頭の中に入れてもらって要望したいと思います。

次に淘汰事業についてです。

この不妊牛は年齢に関係なく淘汰事業の対象にできないか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今質問いただきました不妊牛の取扱いにつきましては、現行では淘汰対象牛は、淘汰販売する時点で満10歳以上であることの制限がございますが、不受胎牛についても獣医師の繁殖障害と診断書があれば淘汰対象牛とする旨の条件緩和をただいま検討しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

どうもありがとうございます。不妊牛というのは、人間もそうですけど、初産でも赤ちゃんを産まない牛がいます。2匹、3匹産んで、後がなかなかもたないという受胎しないという牛もいます。その牛は、血統が悪かったり、買うときのお金が安かったりすれば更新もできますけど、なかなか高い牛、80万円、90万円、100万円以上を超えたような牛はなかなか不妊牛になるんですよ。血統的に、専門になりますけど、但馬の血の強い牛はなかなか不妊牛は多いです。だからやっぱりそういう牛はなかなか手

放すのが心残りなんです。１００万で買うちゃっせ、今売ったら３０万円しかせん、２０万円しかせんち、やっで、こういう牛も淘汰に乗せてもらえれば町の事業として１０万円来るわけですから、ぜひ前も言ったように、不妊牛というのは泥棒と一緒にです。餌だけ食って、治療費も要ります。獣医師も２０日ごとに発情が来るわけですから。それで授精師にも種つけ料も要ります。初回手数料は５，０００円ですから。それも３回までかな。そしてまた４回になれば５，０００円を払うわけですから、なかなか不妊牛というのは、それこそ経営を圧迫しますので、ぜひこれも年齢に関係なく淘汰に乗せていただいて、要望して私の一般質問をこれで終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、５番 牧原完治議員の発言を許します。

５番 牧原議員。

５ 番（牧 原）

それでは、通告に従いまして質問を申し上げたいと思いますが、まず、带状疱疹のワクチン接種の一部助成の件なんです。成人の９割以上に発症リスクがありまして、８０歳までに３人に１人が発症するそうです。特に５０歳以上の発症リスクが高く、皆さんも近隣の方、友達で単にかかったがよということは聞かれていると思いますが、これが厄介者で痛みやかゆみが出て、３か月以上痛みもあるという病気でございます。そして後遺症が聴覚障害とか視力の低下、顔面麻痺、また腰痛に悩まされている方もいらっしゃるそうです。

そこで予防のためのワクチン接種があるわけなんです。これを公費で一部助成している自治体もあるそうです。我がまちも公費で一部助成はできないか、質問申し上げます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

带状疱疹は通常、带状疱疹ウイルスにより引き起こされると考えられております。主に５０歳以上の方々に発症する可能性が高い疾患であり、皮疹治療後も痛みが残存し、带状疱疹後、神経痛などの合併症を発症し、重篤な健康リスクをもたらす可能性がある疾患であると認識しております。

さて、議員お尋ねの带状疱疹ワクチン接種の一部助成についてですが、令和６年１月現在、県内で助成を行っている自治体は、十島村、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町の５つの自治体であり、いずれの自治体も５０歳以上を対象とした生ワクチンと不活化ワクチンにそれぞれ半額程度を助成しているところで、本町ではまだ助成を行っておりません。

しかしながら、全国的な健康ニーズの高まりから、本町でも带状疱疹ワクチン接種の一部助成に関する検討を行っているところでございます。財政的な制約や予算の配分に関する慎重な考慮が必要であり、近隣市町の動向を踏まえまして、町の予算と町民の健康ニーズとのバランスを考慮しながら今後一部助成に向けて前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

幸先のよいスタートを切れたような気がいたします。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、学校給食の件なんですけど、先ほど同僚議員からも質問があり、町長の考え方が十分分かっております。前かどから新聞に鹿屋市が給食費を完全無償化をするという新聞に最初出たわけです。これに私も衝撃を受けました。鹿屋市は、児童数が1万人、そして補助というのは、ここの10倍の予算があるところなんですけど、5億円というようなことで、鹿屋はやるもんだなと思っていたら、その次に、曾於市、志布志市、これで収まればよかったんですけど、今度は隣の肝付町、そしてまた大崎町というようなことで、次々に近隣の市町が無償化に走ったわけなんですけど、我がまちを見ますと、平成28年以降、半額助成というような形ですと先行していたわけなんですけど、これがどうも町長は1,000円はもらわんといかんというようなことで打ち出されたわけなんですけど、先ほど町長の1,000円の思いというのはこうだということを私も実際、それは同感いたします。非常に百姓、物を、食物を作るという仕事は、日の出から日の入り、また畜産については事故、また災害等に遭うわけなんです。非常に難儀をして作ったものが簡単にぱっと食べられてもありがたみは分からないと思うんです。そこで果たして1,000円を徴収して、それでそのありがたみが分かるかなということを私はちょっと考えが違うわけなんですけど、食のありがたみを分からせるには、例えば月1回の弁当の日というようなことで、これをする保護者からの反感があると思いますが、弁当の日をつくって、それでやっぱり給食のありがたみが分かるなというようなことや、また子供たちに農業体験をさせる。農業体験といっても今は稲作についてはもう田植えから稲刈りまで全部機械化ですので労力は要りませんが、稲は先ほど町長は稲は4か月と言われましたが、5か月かかるんです。種まきがございまして。種を箱にまいて、それを1反に20箱ぐらい田植え機にかけるわけなんですけど、この種まきぐらいを子供たちに実際、小学校に小さいハウスをつくって、種をまかせて、それでわいべで作った苗ができたというようなことで、それを委託して農家に作ってもらって、自分のこの苗でできた米だというようなことで試食をさせるとか。またこの前テレビでも出ておりましたが、みそづくりですね。みそづくりを生活改善グループと一緒にさせて、自分で作ったみそでできた加工品、みそ汁とかいろんなのがありますが、それを食べさせるとか、そ

うすれば、残食は残らないんじゃないかと思います。そのようなことで、体験とか、弁当の日とか、そのような形で食のありがたみを私はさせたほうがいいと私は思います。

それで無償化なんです、大隅半島では無償化をしていないところは、自治体が多くなったような気がいたします。やっぱりこれもうちも無償化に走っていただきたいと思うわけなんです、無償化にいたしますと、補償金が2,929万7,000円、これは管理課長に尋ねたわけなんです、約3,000万円補助が必要ということなんです、この補助金というのは、物価が上がらなければ、子供たちは年々少なくなるんですよ。それが3,000万円が年々減ってくるわけなんです。このタブレットの中に、人口集計表というのがあるんですが、人口集計表をタブレットで出してもらうことは、いいですかね。ここを見ますと、2月末で町内の人口集計が年齢別に出してございます。それで0歳というのが33人、1歳児が29人、ずっとあって15歳というのは、今年卒業した中学生ですかね。若干1か月のずれがありますので、実際は76名の卒業なんです、78名というような表示がされてございます。

そういたしますと、卒業するのは毎年平均しますと70人ぐらい卒業するわけなんです。小学校に入るのは、今度は6歳児が入りますかね、49名というのが今度の新入生というようなことで、出ると入ると年々人口が減るわけなんです。そういたしますと、来年は数字は若干違いますが、1か月のずれ、27人減ります、児童数が。そしてこれが全部0歳の方が1年生になるのは6年後、7年後ですかね、これが1年生になった場合は、123人減るわけです。それで今570名ほどの児童生徒数がありますが、それが450人ぐらいに減ります。多分これが10年、15年が400人を切るんじゃないかという予想されます。これは非常に衝撃を受けたのは、0歳児が33人、1歳児が29人なんです。今まで40人を切ったことはないんですよ。出生率は低いものですから、このような結果が出たと思うんですが、池之原小学校が2クラスなんです、1クラスになるのは確実なんです。それほど減りますので、この3,000万円の予算も物価が上がればどんどん減るわけなんです。それぐらい補助したほうがいいんじゃないかなと私は思っております。そしてこの数字については、今度新しい給食センターができますので、その基準にもなろうかと思いますが、町長どうなんですか、この完全無償化はできませんか。財政的な面は年々減る、隣近所のまち、市が完全無償化に踏み切ったということで、我がまちも完全無償化をして、やっぱり歯止めをかけないといけないんじゃないかと思いますが、どうなんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃることは分からないでもないですけど、完全無償化してしまうと、食のありがたみというか、今私がさっき同僚議員に答えたことが言えなくなるというか、なくなっちゃうんです。無償化というのはただだから。にわとりが、豚が、牛がと何も言えなくなっちゃうんです。そのことをどうしても言いたいし、我がまちはさっきも言い

ましたけど農業のまちです。それと前田議員のほうからありました畜産に対する授精師、獣医師さんとのそういう仕事とか、いっぱい手が込んでいます。牧原議員がおっしゃいました稲も私、4か月といいましたが、5か月かかるんです。だからそういうことも教えたくて、やっぱり1食50円というのは頂きたいんですよ。そのことは御理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

教育長、町長はああいう信念があるそうです。教育関係で、そこは私も思っております、農業の難儀というのは。そこをやっぱり子供たちに教えて、食のありがたみを何とかそのような教育もしていただきたいと思います。

なかなか町長も、これだけは守ろうという必死な答弁ですので、これ以上は質問はいたしません。

次が12月議会で中学校3年の生徒が傍聴に来たんですよね。議会だよりに掲載しております。70人が傍聴に来られて、その感想文というか、要望事項等を何人も出してございます。うちの事務局にも来ました。ここを見ましたところ、これはいけんしてん一般質問せないかんねというのが何ぽかございました。そこを取り上げたいと思います。

まず、池之原の点滅信号の交差点のここなんですが、場所は分かりますよね。私も実際ここは危ないということは前から知っていたわけなんですけど、2月15日と16日の2日間、朝と登下校時を調査してみました。2月15日・16日は学期末試験で、子供たちが、中学生が2時頃でしたかね、下校時間が。それに合わせて行ったわけなんですけど、これは図面を出さないとなかなか話がしにくいんですが、議長、手書きの図面を町長、教育長に渡してよろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

どうぞ。

5 番（牧 原）

非常に変な交差点なんですよ。図面をなぞったので分かりにくいかと思ひまして、私はまた大きい、こういうのを書きました。ここが豊栄地区から溜水、雪山に行く道路です。こっちは黄色の点滅信号です。それから永峯から池之原小学校に行く道路、ここは赤の点滅です。朝、ここに私は立っていました。そういたしましたところ、この要望書には、ここに小さいカーブミラーがあつて見にくいと、小さいからとあつたわけなんですけど、朝はやっぱり車が多いんですね。特に豊栄地区からこっちに行く車が多いです。通勤だろうと思いますが。そこで車の3割ぐらいは、徐行をせずにスピードをそのままというような方もいらっしゃいます。私は白いジャンパーを着て見えるところに立ちま

すと徐行されるわけです。子供たちはここは4面歩道がございます。ここが多いんですよ。ここの道路の半分近くにならないとこっちからの車が見えないんですよ。鏡を見れば分かるんですが、気象によって、暗いときは見づらいところもあるかと思います。そのような状況でした。それから帰りもこっちから帰られます。帰りもこっちは死角になって見えないんですね。これも道路の半分ぐらい出ないとこっちからの車が見えないという状況でした。

それともう一つは、岩元鉄工所がございます。ここからの自転車帯が十何人だったと思います。ここで来たところで私は尋ねました。ここを道路に出るもんですからないごち出っとかよと尋ねたら、ここにちょうど電柱があるんですよ。ここが見づらい。それで危ないでしようと言ったら、ここにカーブミラーをつけてくれれば安心なんですけど、その子たちはそう言われました。そのようなことで、17日に肝付警察署に来てもらいました。現場を見て、信号機で登下校は何か調整はできないかということをお願いしたわけです。警察の方が肝付警察が来られましたが、信号ではもうどうしようもできませんと、形状が悪いんですよというようなことを言われました。確かに、今図面を出したように、こっちはカーブになっているんですよ。ですから、私も改善策は見つからないわけなんですけど、この隅切りをちょっとこうしたら大分違うんじゃないかなというようなことを考えたわけです。その辺が町長、建設課とか、専門の方もいらっしゃいますが、どうですか、そのような対策はできませんか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました池之原点減信号交差点につきましては、児童生徒を含めた歩行者の安全確保のため、交差点南東部の歩行者だまりに、ポストコーンを設置しております。提案のありました南東側の隅切りをすることで、さらに安全を確保されることになろうかと考えます。またカーブミラー設置につきましては、交差点内における死角の状況確認を補助するものであり、ミラーの構造や設置角度、設置環境によっては、実態と大きくかけ離れた見方をする場合もありますけれども、指摘の道路につきましては、出口付近が坂道となっており、自転車は止まらずに交差点に進入していくケースも見受けられるようでございます。カーブミラーを設置することで、死角による歩行者との重大な事故に発展することも考えられます。いずれにいたしましても、児童生徒の安全対策が第一でありますので、現状に即した対応を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

我がまちの子供たちは財産です。ですから子供たちに事故がないような対策をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、もう一つございまして、小・中学校のプール開放を夏休み期間中にプールを開放していただけないかという要望がございました。今年はどうなんですか、町営プールは生かすんですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

町営プールにつきましては、老朽化が進んでおりまして、国が示しております安全基準とも照らし合わせましても、非常に危険な状況が続いておりますので、去年は開いておりません。そして令和6年度につきましても、全協で当初予算の説明をさせていただきましたが、令和6年度につきましても、開放を予定するということはありません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

予算では、予算に計上したようなことが書いてございましたので、安心したわけなんですけど、去年の夏休みを見ますと、たまたま私も柏原小学校の体育館に孫娘を迎えに行ったときがございまして、夏休み期間中でした。それでプールを見ますと、遊んでいるんですね。中学校のプールについては水漏れ等で利用できなかったわけなんですけど、池之原小学校については、サークルが使っておりますので、柏原のプールはもったいないもんだなと、そのとき思いました。夏休みになりますと、子供たちは町外のプールを求めて水遊びに行くんですが、せっかく学校にあるプールが利用できないかという要望もあるんですが、私もそう思います。ここは小学校だからこれはもう生徒のものだからできませんよというような一言なんですけど、応用というのはできないものなんですか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

小・中学校のプール開放につきましては、学校教育以外の目的でプールサイドで監視員が見守る中、児童生徒や地域住民に開放するものでございます。昭和や平成初期の頃

は、地域や学校によっては、夏休み期間中プール開放日がないのは、土曜日や日曜日、お盆休みぐらいで、PTA等による学校プールの開放が行われていました。しかし最近では、全国的に学校プールの開放日は縮小傾向で、地域や学校によっては廃止しているところもあるようでございます。

その理由としましては、安全面や監視員の確保などが挙げられております。特に安全面につきましては、夏休み期間中の学校プールの開放は、学校の授業とは異なり、子供たちがあちこちで自由に泳いで遊んだりして、溺れた子供がいても周囲の歓声で助けを求める声がかき消されたり、太陽の光が激しく揺れる水面に反射すると、水中の様子が見えにくくなることもあり、発見が遅れたりする危険性があるということも指摘されております。

近年、増加傾向にある猛暑日が続くと、子供がプールに入りながら、熱中症になる危険性や監視員も体調が急変したりするおそれがあることも指摘されております。

また監視員につきましては、開放できるかどうか毎回温度を測ったり、来た子供にスタンプを押すために事前に机を並べたりするなど早めに来る必要があり、長時間にわたる運営に携わらないといけないので、仕事をしている保護者を監視員に当てることは、難しい状況にあると言われております。

これらのことを考えまして、町及び教育委員会としましては、安全面や監視員の確保等の問題から、夏休み期間中の学校プールの開放については考えていないところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

学校側から考えますと、そのとおりなんですよね。ほかの部外者に立ち入ってもらったら困ると、それは分かるわけなんです。しかしながら、今度も中学校のプールに2億円以上かけてつくりました。大金を打ってプールをつくるわけなんですよ。これはやっぱり町民にも開放されたらどうですか。まずは管理面についてはいろんな手だてがございます。せめて遊んでいる柏原小学校のプールぐらいは町民に利用してもらおうというようなことは、町長できませんかね、これは学校側からいえば、確かに教育長の言われるとおりだと思います。しかし、お金を出したのは町でつくったんですよ。町民の方が水遊びができる体制を町営プールはもう使用できないなら、そのようなことはどうなんですか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど教育長が答えたとおりなんですけれども、とにかく監視員がなかなかいないというのが現状でございます。監視員がいないことには開放ができないというのは原則として考えていただければありがたいなと思っております。昔は水泳の育成会もあったんですけれども、今は育成会はなくなっている状況でございまして、そういう方々は責任を持って監視員をつけるということならば、それはそれに向けたこともできないでもないんでしょうけれども、とにかく今監視員がいないというのが現状でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

どうも後ろ向きな返答ばかりで納得はできないんですが、もうちょっと前向きに、教育長、考えてくださいよ。町民の娯楽というか、町民が豊かになるような政策を、私は学校も協力すべきだと思うんですけどね。分かりました。

これで、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

|       |   |              |
|-------|---|--------------|
| 休     | 憩 | 午前 11 時 24 分 |
| <hr/> |   |              |
| 再     | 開 | 午後 1 時 00 分  |

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4 番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

早速質問に移らせていただきたいと思います。その前に今日は大問で1、2、3、3番目の複合施設について、アンケートの在り方について尋ねる。これはちょっと今日は省略させてもらいます。というのは、2番にある町長のマニフェストですか、ここで書いてあるから、ここで言わせてもらいます。これは前もって言わせていただきたいと思います。

まず、町長の行政姿勢についてです。

それで、一つしか挙がってませんが、幾つか、二つ、三つ、中身があります。言わせていただきます。

①町長としての行政姿勢について尋ねるです。

これはもういつも言ってることですけど、執行部と議会は、車の両輪でないと将来的な行政的な目標は達成されないということをしょっちゅう言ってるわけで、私もずっとこれ言い続けて、いつも言いつ放しで終わってるので、そろそろ町長も3期目を当選されて町長になられたので、ここはしっかりとやっていかないと、何にも話は進まないなというところで質問させてもらいますけど。

今、車の両輪ということでは言いました。最近、自分がやっぱりショックだったことを、前もちょっと話したかもしれませんが、自分たちは全国津々浦々、いろんなところに勉強に行ったり、研修に行ったりして報告書をまとめて、そして議長宛てに出して、私はこれも大きな自分の失点なんですけど、これは執行部のほうにちゃんとそういう報告書が上がっているのかと思っていました。なかなか上がってないという話ですけど、我々が作った報告書、町長、執行部に届いてますか。いろんな我々が作りますよね、報告書を全部作っていくわけですけど、届いてますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今の質問ですけれども、行政姿勢の関連ですか。それは届いておりません。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

これは全国どこもそうなのかなと思うんですけど、これが今の行政、地方自治も含めて大きな問題だと思います。我々が勉強したこと、研修したこと、これが政策として執行部に届かなければ、議会の意味もない。町長の存在理由もないということに、町民の皆さんに対してはそういう意味になるんじゃないかなと私は思っております。さらに言わせていただければ、自分たちが勉強したこと、研修したことは全く生かされていないことになれば、こんな税金の無駄遣い、失点、こんなことはないかと思えますね。これも自分含めて大きな反省点なんですけど。じゃあ、これからどういうことをすべきかということを考えていかないといけないですね。だから町長には、今まであったことを取り上げて質問するかということを考えたんですけど、例えば去年、備蓄との津波が起きたときの住民との意見交換会ということをおっしゃっていただきました。それで、私が提案してから6年かかりました、あれが実現するまでに。そして私がその中で備蓄との問答集も6年前に作っていたものを今度執行部側からちょっと要請されて、自分が追加補正をして出してたんですけども、それも参加された方には全然届いてなかった。そういういろんな悩ましいところがある中で、この備蓄と津波の関係についても、これだけ自分は政策提言してきたつもりですけども、町長の口から、あるいはそのときでも

いいし、その前後、今度テレビに出られて複合施設のことも災害と関連づけて言われてましたけど、全然生かされてない。自分の声も全然届いてない。理解してもらってないという話です。

だからこの辺のことも含めて今質問しているわけです。自分たちの思い、熱意がそっちに届いているのかなという、大きな疑問点ということです。これじゃあいけないので、言わせていただきますけど、これは肝付町に行つてすごく勉強になったんですけど、これも何回か言わせてもらいました。これも一つのアイテムですけれども。自分たちが研修、勉強に行くときは、その課の担当課長か課長補佐の方が必ず議会の研修、勉強会にはついていって、お互い同時に研修、勉強するということです。これはどういうことかという、お互いに何をやってるか分かつてるわけですよ。東串良はそれがいいから全く議会と執行部が全然決裂した形でつながっておりません。これは自分たちが幾らここで政策提言しても全く伝わっていない。いつも言ってますけど、私が言ったことを全く口頭でも言ってますけど、取り上げてもらえてないですよと、再度念押しですけども、これも8年間、町長も私も8年間、同じことを繰り返してきました。もうここでこれにはもうとどめを刺して前に進んでいかないといけませんので、今言いましたように、まず、肝付町がやっているように、議会が研修、勉強に行ったら、その担当課長を必ず付随させる。これは町長どうですかね。お互いに高めていくためには物すごい大事なことだと思いますけど、肝付町をまねるわけじゃございませんけど、どうですか、この提案に対して。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員がおっしゃる研修に、職員を同行というのは、議会から要請があれば出しますよ。それは当然ですよ。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

そうですね。自分も今回初めて言わせていただいたわけで。じゃあ、その確約の下で、これからお互いそういう頑張っていこうということでよろしいですね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

一番最初のあなたのおっしゃったこの議会と執行部が両輪というのは分かるんですよ。

執行部は執行権があつて、議会は議決権、執行部が出されたことに対して議会はそれを審議し、チェックし、それを訂正するのは議会なんです。そこだけは御理解いただきたいなと思います。両方が一緒の権利じゃなくしてお互いが持っているということなんです。それが両輪ということです。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

すみませんが、何を言いたいのかさっぱり分かりません。だからいつもごちゃごちゃするからこれ以上言いません。ただ、今言ったようにお互いそれをやろうといけばいいじゃないですか。そう言ってもらえば考えるということでしたので、これはお互い議会のほうからも私のほうもちゃんと言ってやっていけばいいかなと思っています。

それに付随して、肝付町がさらにすごいのは、勉強に行ったときに可能性調査というのをやるんですね。可能性調査だから、うまくいくかもしれないし、うまくいかないかもしれない。だけど執行部と一緒に勉強に行って、その可能性を探る。その可能性調査、去年もここで言いましたよね、小水力発電についても、総務課長を連れて、そしてコンサルタントが来て、小水力発電も成就できるようになったということは、さらに意味を付け加えていけば、担当課長と、そして可能性調査という名目の下で行政がそういう動きがどんどん進んでいくという、すごくいい結果を得ているという話を聞いております。だからこの可能性調査というのも、自分たちも議会に課せられた課題だと思うんですよ。いろんなことを提案して、こんな言い方失礼ですけど、何々ができない、東串良には適合しないとか、今までいろんな話がありました。だけど何をどう調べたか分からないし、そういうふうに言われても、もう全然それで話はストップしてしまうので、可能性調査ですね、これに対してはどういうことが考えられるか、どういうことが予見されるかということを中心に踏まえた上での執行部の皆さんとのこれから研究調査ということで、この話はこれでまとめていきたいと思います。

それで二つ目、発信力の件です。

これは先週でしたか、3月4日、大崎で東京大学のフィールド何とかだったかな、FCだったかな、そこであつて、大崎町との合同であつたわけですけど、そこでもちゃんとやらせてもらいました。私がそこでやらせてもらったのは、そのまちの首長が発信力を持っているかということをやらせてもらいました。だから発信力というのは何かということをお考え、やっぱり熱意であり、思いと思うんですよ。だからここでいつも私は思うんですけど、例えば町長がこの選挙公約、マニフェストもありますけど、何が駄目なのかというのをやらせていただくわけですけども、発信力がない、この大本というのは、まず私は思うんですね。まず町長が自分で動き、自分で調べ、調べたことの構想を立てる。それを文章にして、それを町民に発信していく。これは一番大事であり、これが熱意であり、一番根本的なものかと思うんですけども。そこで東串良が出たんですけど、大崎の東京大学の勉強会で。例えば肝付町にしても大崎町にしても協力隊がこ

ここにありますけれども、協力隊が来たときに定着しているんですよ、大根占も。東串良、今延長してくださった方以外は定着率ゼロですよ。いろんなことを町長にも含めて言いましたけど、これ町としての指針、方針が見出せてないという話を聞いているんですよ。だから協力隊にしても何をやっていいか分からない。何をしたいのか分からない。私はこれ、発信力のなさだと思っているんですね。だからこれ、町長が首長たる思いだと思います。だから私は思うんですけど、こういうことを人任せにしない。だからいつも言われます、優秀な部下がいるので、部下に任せてありますという言葉が去年も何回か聞きましたけど、自分自身で考えて、自分自身で方針を打っていかないと。例えば複合施設についても去年の12月に言いましたが、後からまた言いますが、この東串良の広報の1月号、2月号、複合施設に関していろいろ説明がしてあります。町長の口から新年の挨拶の中にも一言もないんですよ。三十何億もする、あるいはこんな資材が高騰する中で40億円にもなるかもしれないし、こんな事業を町長の口から一言も言われてないですよ。これが駄目だと思うんですね。だから協力隊の人たちも何をしたいのか分からない、何のフォローもない。町長と話をさせてもらったこともないという人もいました。だからここは町長自身が今言ったように、自分でまず動いて、自分で調査して、自分で構想を練り上げて、それを文章化して発信していく、この思いをやらないと駄目なんじゃないでしょうか。だから去年の12月に言いましたよね、複合施設を建てるための勉強会ということで、去年の8月に岡山の奈義町というところに行って、子育て支援センターの話をしましたよね。そのときの町長は町民の皆さんに投げかけている言葉、だから町民の皆さんはオーケーを出したということで、10年先をちょっと皆さん考えましょうというフレーズでした。だから、複合施設にしても今頃こういうのじゃなくて、去年の3月にコンサルタントの2,000万円の予算を取って、水面下で動いているわけでしょ。だから話が逆なんです。ちゃんとこういうことを打って出してからコンサルタントをやらないと。本末転倒ってこのことかなと思いますよ。だから、この前も言いました。複合施設に関しても町民不在、町長不在、何かごちゃごちゃしているだけで話し合いは水面下でどんどん進んでいるという感じが否めません。だからこれからは町長自身がちゃんと町報でもいいし、今はフェイスブックも始めていらっしゃるみたいなので、ちゃんと打って出ないと分かりませんよ。だからこれからの4年間、これが町長、あなたの仕事だと思いますよ。まずやらなければいけないこと。自分自身が打って出る、自分の口で。これが2番目です。

3番目、これはちょっと控えめに、あるいはちょっと考えてくれと議長からも言われましたけど、最初、この表題が町長の行政姿勢についてですけど、私は最初、町長の品位と行動規範についてということで書いていたんですけど、ちょっとインパクトが大きいので、それはちょっとやめろと議長から訂正されまして控えましたけど。この品位の中で一つだけ今回言わせてください。もう私もちょっとこれはどうかな、こういうことを言う人は大丈夫かなと思ったから言うんですけど、今回の町長選に関して、新保さんという方が対抗馬で出られましたけど、新保さんを私が推しているわけではありませんので、あなたは新保さんを私が推しているって町内で言って回ってましたよね。どこにそういう事実があるんですか。以上です。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私はあなたが新保さんを推しているということをおっしゃっていません。誰が言いましたか、そんなことを。私はそんなことを言ってません。私は私のちゃんと政策を訴えているだけでございます。複合施設か何かを、manifesto（マニフェスト）を書いているそのものを私は訴えてきました。16か所も街頭演説をさせていただきました。やりたいこと、やってきたこととかそういうことを訴えておりました。1期目、2期目、3期目とか、そのことだけです。何も新保さんのことを言った覚えはございません。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

この答えが返ってくると思いました。この件に関しては、私はもう隅に置けませんので、こういうところで止めますけど、こういうことです。皆さんにこういう感覚であるということを知っておいてもらわないと。まあ、いいです。これで何回目ですか、こんなこと。

次に行きます。

町長の選挙公約を具体的に尋ねるです。

これが本来だったら3月に、私はちょっと勘違いで、施政方針演説が出て、それに基づいて質問するかな思ったけど、施政方針演説は6月ですので、3月の時点で参考になる話は町長になるときのmanifesto（マニフェスト）ですね、これで尋ねていきたいと思います。

これからの挑戦というところで、老朽化した公共施設等の建替え、複合施設の場所や内容など、町民の判断を仰ぐための町内全戸のアンケート調査、これですが、まず聞きたいと思います。

今条例が町のホームページにも出されております。いろんな土地の決定とか、最終責任者、最終決定者は町長であると書いてあります。ある意味、統括責任者だと思います。その下で質問させていただきます。

さっき言いましたアンケートの在り方、このアンケートで書いてありますけれども、このアンケートですが、その前に、そもそもこれも一つ聞いておかないといけませんね。この複合施設をやります、建設をしますという言い出しっぺ、これは町長でよろしいんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私ですから、町長はこれは私自身答えました。複合施設については。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

質問の相手方は町長になってますから、町長が答えてくださいね。

議会のほうの特別委員会、建設、複合施設に関する特別委員会のときに、町長あなたもいらっしゃったけど、私は3人の人を傍聴にお願いして聞きに来てもらいました。そのときに、私はすごく怒られたんですよ、私の同級生に。何であんなのをほっとくのかと、ほっとくことは何なのかと、アンケートのことですね、まず。町長にお尋ねしますが、ここに書いてあるということは、アンケートに基づいて複合施設をいろいろやっていくということによろしいですか。アンケートにまず基づかないといけないということですよ、これを確認します。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

アンケートにならないという、無意味だと発言をすることもあるだろうと思いますけれど、本町以外のほかの多くの自治体でも複合施設や庁舎建設を行う場合は、住民アンケートが実施されておりまして、我がまちもそれを実施したところでございますが、多くの住民の皆様が施設に関する様々な意見をアンケートの中で寄せてくださっております。本町においても多忙の中、多くの町民の皆様方がアンケートに御協力いただき、建設に向けて様々な意見を寄せていただいております。したがって、決して議員が言われるような無意味なアンケートにはならないと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

そんなことを聞いたわけじゃないです。このアンケートを基に複合施設をつくるということですねという確認です。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

それは参考にするということです、アンケートについては。参考の下、建設に向けて決めるということです。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

参考とか何とかニュアンスはあやふやだと思うんですけど。だからアンケートを基にしてやるんですよねということですから、違うか、違わないか、ただそれだけのことです。だからこのアンケートですけれども、そもそもという言葉これから何回も使うと思うんですけども、そもそもあのアンケート、つくることを前提にして誘導尋問みたいなアンケートだと結構言われましたけど、違いませんか。誘導尋問、つくることを前提にして言ってるわけじゃないですか。その証拠に、今度アンケートを調査して発表しましたけど、あの中に反対意見とか全く出されていませんね。なぜ反対意見も出されないんですか。あの質問の作り方も、あれはどこが作ったのかな、まず。ランドブレインですか、それとも役場のほうと語り合ってたんですか、その辺も教えてもらっていいですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

詳細について担当課で答えさせますが。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いや、私はあなたに聞いてますよ。総括責任者でしょ。

町 長（宮 原）

ですよ。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをさせていただきます。

アンケートにつきましては、当然受託業者であるランドブレイン、いろいろとその以前に担当課とも協議をいたしまして、町の考え方、そういったことを打合せをしまして、そしてまた建設検討委員会、いろんな団体の代表の方、そういった方々にもお諮りしまして、そして決定した内容をお願いをしたと、町民全戸にお願いしたということでございまして、いろんな町民の方々とも協力をいただいて作ったアンケートの内容であります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

具体的に一つずつ答えてくれませんか。反対意見もあったはずですよ。選ぶところは反対意見もないように作ってありますから、これ反対意見の言いようがないんですね。だから一番最後のところ、何か御意見がありましたらという四角の欄がありましたけど、あそこは発表しないんですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

意見につきましては、賛否両論いろいろあるかと思います。昨年の本会議でも一般質問がございました。事前に作るか作らないかのアンケートはしないのかという同僚議員のお話もありましたけれども、町といたしましては、老朽化した施設、それから浸水想定地域でもあるところに建っておりますので、やはり町民の皆様方の生命というものを一番大事に考えまして、建設していかないといけないということの考え方の下、事前にそういったアンケートは行いませんでした。それで整備をするという前提に立って、アンケートは実施したところでございまして、その他の意見というところで、いろいろ反対の意見もありました。ほとんどは整備を望むというような意見であったと思いますが、その公表につきましても、また3月の末に建設検討委員会を開催しますので、そこで内容というものも説明をして、また公表したいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

じゃあ、反対意見も公表するということによろしいですね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

アンケートの内容、率直な意見を述べていらっしゃいますので、そういった内容は公表したいと思います。ただし、個人を誹謗中傷するような内容につきましては、ちょっと公開は検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

そこが駄目だと思うんですね、アンケートの信用性がないですよ、そっちの主観で動いてるわけじゃないですか。だから私は企画課の担当の方たちにも言いましたが、閲覧をさせるべきだって、そのものを。これは大事だと思いますよ。そうじゃなければアンケートの意味がない。全部ただ、そちらの主体者のほうで全部アンケートも処理から発表から任されたら、それは信用できない。もう一つ信用できない理由は、この前の特別委員会でも言いましたよね、120件のモバイルアンケートの失敗、あのときに言わせてもらって、それも全然、それから反応も返答もないんですけど。要は何回でも誰人でもアクセスできるアンケート、だから恣意的に反対、もしくは賛成でもいいですけど、何回もアクセスができる、そういうアンケート自体が成り立たないんですよ、これ。これを強引に、それでもやるというスタンスで執行部はいますよね。それについての明快な、私はアンケート自体は存在し得ない、成立しないと考えています。であれば、振り出しに戻るか、アンケートに基づいてこの事業をするのであれば、これはおかしいですよ。だからモバイルアンケートのあの不備の件にしても何らそれにちゃんとした答えはないんですよ、ただ住民の皆さんの良識に任されて、全員に任されていませんでしたっけ。これは全然根拠がないですよ、こんなもの。成り立たないですよ。私、だから怒られました。だからアンケートの中身、それは私の同級生ですね、あんなの中身は誰が関与して、誰が作って、誰が認可をして、東串良に出したのよと、何でそこを追求しないんだよと、私はすごく怒られたんですけど、確かにそのとおりだと思うんですね。だからあのアンケート自体、私は絶対成り立たないと思います。繰り返します。成り立たないアンケートを基に、こんな事業、成り立たないと思いますよ。去年の12月にも言わせてもらいましたが、最初、すごく言えば、振り出しに戻って、再度町のまちづくりの観点から考え直すべきじゃないかと。奈義町のことも言いましたよね。48年につくられて50年たつ幼稚園を改修して、1億1,000万円かかった費用も地方創生資金とB&G財団から頂いて、自分たちの町からの出費はゼロだったということ、

ああいうことも全然生かされていないじゃないですか。町長そんなことでちゃんと吟味しました。

もう答えですけど、もうどんどん時間がなくなっていますから言いますけど、まずこのアンケート自体は成り立たない。以上です。

成り立たない、町長自身はどう考えますか。このアンケートは成り立つと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

アンケートは成り立つんですけど、まず最初に、なぜこの複合施設をつくらなければならないかという現状をあなたは知らないだろうと思っております。

4 番（瀬戸山）

いや、それは聞きましたよ。

町 長（宮 原）

雨漏りするでしょう。あの床のところは大きなバケツを4つぐらい準備してあるんです、雨が降るたびに。ホールのほうも雨漏りして、バスタオルは下げてあるんですよ。雨が漏っている。そして中に入って、右側に行きますと障害者用のトイレがあるんですよ。上のほうにビニールが下げてあって、ホースがずっと便器まで来ている。担当の方にどうしたのと聞いたら、傘を差さないと用はたせませんという、そういう状況。それと中に調理場もあるんですけども、そこも逆流してきている水が、地下水が上がってきてですね。そういう状況の建物で、地下水も高くなっているんです。それと、あそこについている幼稚園も地盤沈下を起こしております。それとあそこについてる商工会、それとシルバー人材センターもあります。そこも建て替えないとならないという状況に来ているんです。それと福祉センターにあるお風呂もそうです。ボイラーも壊れておりまして、それを今修理をやっています。だからそれを一緒につくろうというのが複合施設なんです。だから今つくらなければならないというそういう状況なんです。それだけは理解いただきたい。

以上です。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

アンケートは成り立たないという議員の発言でございますけれども、それはそれぞれ議員の考えがありますから、それはそれでいいと思いますけれども、ただし、町といた

しましては、紙ベースの方がほとんど多く回答してくださいました。その中には、しっかりと答えていただきまして、こちらが出した封筒できちんと返送させていただいておりますので、無意味ということはないし、有効であるというふうに思っております。

一方、インターネットの回答につきましては、確かに何回もできるということとはできますけれども、そこはもう町民の皆様方の良心にお任せをするしかないというところがございます。それでそういったことを防ぐためには、今度は個人を特定して、番号を付してアンケートをしないといけないということになりますので、そうなりますとまた回答率も非常に低くなるということも考えられますので、そういった事情もあるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

あのとき言わせてもらいましたが、特別委員会のとき。こんな理屈が成り立つのは東串良だけですよねと私言わせてもらいましたよね。普通世間一般でこんなのは通りませんよ。だから住民の人たちに訴えていくしかないですね、これ。だから言うじゃないですか。垂水が庁舎建設やったけど、結局最終的に住民の反対運動で住民投票でひっくり返りましたよね。そういう案件を十分に含んでいると思いますよ。このアンケートが成り立つはずがないじゃないですか。それも通そうとすんですか。そんなの通りませんよ、本当に。そのためにアンケートを取るんであれば、この建設自体が成り立たないですよ。これから明日、明後日もまた特別委員会がありますから、いろんなまた個々それぞれに問題があると思いますので、言っていきます、これは。もう時間がないので、これで切り上げますね。もういっぱい言えばなんですけど。もう時間がなくなるので。もういっぱいありすぎてですね。

もうだから時間がないから、私が最後、結局これも、町長、具体性が全く見えない。具体性が全く分かりません。ちゃんと具体的に言っていかないと。例えば、農業、漁業、商工業にさらなる支援って、これどういうことですか。さっきも質問がありましたけど。具体的にあなたは何を調べて、どう動こうとしてますか、教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

農業、漁業、商工業ですよ。農業だけでいいですか。先ほどの同僚議員に答えました物価高騰対策とか、そういうものやら、いろんな、今ここに書いてありますけど、ピーマン、キュウリ産地拡大、それとスマート農業の取組、我がまち、農業のまち、水のまちですよ。この間も林田土地改良区の総会に出させていただきました。それこそ皆さん

一生懸命ですよ、農業に対して、畜産業。先ほど出ました畜産業は特に大事、特に大事というわけでも、農業は皆大事なんですけれども、この水田が荒廃してないのも、この畜産農家がおるからこそ、飼料をつくってやってる、それとWCSも作っていただいている。このことは加味しているだろうと思っております。もちろん露地農家、さつまいももそうですけど、基腐れ等、いろいろ対策を打ちました。園芸もそうですけれども、いろんな対策を打っております。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

具体的にどう動いていくかということが一番問題であって、もう時間がないので、自分は二つを提案させてもらおうと思ってます。まず今回は農業と、それから地域コミュニティのつくり方ですね。だから町長が出しているこれの中にアバウト過ぎて、大ざっぱ過ぎて詳細が全く分からない。これは誰でもこんなこと言えますよ。だから農業に関してもこの前教育産業でいろいろ露地野菜農家の方々に来ていただいて、勉強会をしたんですけれども、そのときのまとめたのがこの報告書です。これ、町長のところにも届いてますか、ちょっと聞きます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

記憶にございません。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

記憶にございませんってどういう話かさっぱり分かりませんが、だからこの報告書がさっき言ったように、届いて、目を通してもらわないと駄目なんですね。それも含めて、例えば持続できる農業とかさっき言われましたけど、そしていろんな農業支援金、それから補助金に関しても、これは瀬戸山課長に教えてもらったんですけど、これダウンロードしてコピーしたらこんなにあります。言いましたよね、町長、前も。こういうことをちゃんと勉強して、自分から打って、指示していかないといけないですよ。この前は、89ページにわたる農林水産省のこれからのみどりの食料システム戦略、あれも89ページあったけど見てもらいましたか。話が全然進まないんですよ。あれを基にして農業の東串良の在り方というのを発信していかないといけないんですよ。私は何回も

提言したつもりです。何のリアクション也没有せん。この前、私はこれも一つの提案、駄々ごねになってしまうから、こういう言い方も止めますけど、東大の学生さんたちが語ったとき、私はこのことを言いましたよね。これは3月1日付の全国農業新聞、今農水が今国会で何を通そうとしているかということと言いましたけど、町長言えますか。あそこで言いましたよ。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
あのときは東大が提言するのであって、あなたの提言じゃないですよ。私らの提言を受けて聞いて答弁するのであって、あなたはあの提言を聞きながら自分の提言をやったでしょ。あれはもってのほかじゃないですか。せっかく東大の方々が提言されるのに。

議 長（田之畑）  
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
いつもこんなふうになっていくからもう止めないといけないんですけど、話ができないんですね。笑っている場合じゃないですよ、本当に。だから言いますけど、みどりの食料システム戦略、そしてこのことも含めて、今国はどういう農業方針に立とうとしているかということ言えますか。国会でも、マスコミでもじゃんじゃん言ってるし、こうやって新聞に出ている。2階にちゃんと目の前にありますよ、この新聞も。これも言わせてもらいましたよね。食料安全保障のもとについての農業基本法改変ですよ今度。だからそういうことに基づいて、自分自身で調べて、東串良が何をすべきかということ言っていけないといけないんですよ。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
それはあなたが提言されて、20ページぐらいのレポートにまとめてきてください。それなら私と担当課が審議してやりますから。

議 長（田之畑）  
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
話になりませんので、ここで止めます。けんかみたいになるともう駄目なので。もう

話にならないですね。

もう一つ、この農業問題については、食料安全保障の下にこれから農業政策が動いていくんだということで、東串良は何をすべきかということ、町長自身が考えて、いろんなところで提案してください、最初から言ったように。

そしてもう一つは、私は今度、東串良町全戸に2,879件、チラシを配ろうと思っています。その中で一番頭に取り上げていきたいと思っているのは、自治公民館についてです。いろんな良し悪しを含めて賛否両論あるわけですが、これから大変な時代が訪れようとしています。私は農業も含めて水、食料、エネルギーを根幹にしたインフラの整備を基に、それを最優先して地域づくりをつくるべきでないかなと思っていますけど、だから極論すれば、複合施設はその後でいいと思っています。多変逼迫した時代が今から来ますが、そのとき誰人をも救うべく、誰人をも逃さない。今SDGsでも言ってますけど、それには自治公民館について、これも何回も言ってきております。だから自治公民館について、これから私は今日言いましたね、自分自身も自治公民館について、これから、いつも言ってますように、今まで1回しかしませんでしたけど、トレーサビリティチェック、私たちが政策提言したことに、どういうふうな取組をするかということ、1か月に1回ずつチェックをしましょうよ。さっきの課長さん方の同行調査と一緒にですね。この二つを提案したいと思います。でないと、東串良は既存のやり方だけで動いてますから。これから一歩も二歩も踏み込んだ新しい政策を基にやっていかないといけないと思います。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

これで瀬戸山議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時44分

再 開 午後1時45分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは、通告に基づきまして、私も質問をしてみたいと思います。

今回、大きく二つの問題、防災・減災対策と保育業務のデジタル化の問題、そして中身ですが、一番目の防災・減災対策については、2番目に地域消防団の定数と定足状況、

処遇の状況について尋ねるという内容がありましたが、これは消防出初め式で具体的なそれぞれの消防団の氏名まで入れた構成なども出初め式で配付されましたので、この1の2については省略して質問をしたいと思います。

家屋倒壊対策で人命を守るような防災・減災上の人命を守るシェルターなどを今回の能登の大震災でもテレビでも報道がたしか私見たような気がするんですが、これまでは地震の起こりやすい、あるいは津波の起こりやすい地域の地図が、日本地図で赤く塗って示されておりましたが、最近の発表では、もうどこでも起こると。だから、この地域は安全だとか、この地域は起こりやすいと、起こりやすいというのはあるんでしょうが、どこでも大変な被害が起こる可能性がある、日本列島は。というような報道に変わってきているようなイメージがいたします。

私ごとで申し訳ないんですが、私の自宅から東のほうを見ますと松林がずっとありまして、海面は見えません。それくらい松林が非常に東西にわたって広がっております。これは柏原から大崎方面にかけてびっしりと生えているわけですが、その生え際の地面の標高は20メートル以上と言われております。一番高いところは二十数メートルあるんじゃないかと思うんですが、私たちの祖先が苦勞に苦勞を重ねて、この松林、森林が維持管理されてきたんだというのを私の家からも眺めることができます。そして私がこれは独断と偏見かもしれませんが、思いますのは、東串良だけじゃないですが、高山、大崎にもある古墳ですね、西暦200年、あるいは西暦400年、西暦500年にわたって、当時の人々が作り上げた様々な古墳が今日もなお現存しているということを考えたときに、この間、こういう先人たちの海の被害から自分たちの住居や農業、農地などを守るために先人が苦勞して築いてきた自然の要塞ではないのかというような感想を持つわけです。100基を超える古墳が今日もなお現存しておるということはこの間、今日まで破壊的なそういう津波というのはなかったのではないかと思うぐらいの現存した施設になっているような気がいたします。

そこで具体的な質問の内容ですが、何といたっても防災・減災対策は、その住民の命が守られるかどうかという施策が重要だと思うんです。能登半島の地震でも多くの住民が倒壊した屋根とか、それから住宅の壁などに押し潰される、圧死すると、圧死してしまうという被害が多いということをこれまでの東日本大震災や、今年の能登半島の地震を見ても神戸淡路地震を見ても圧死で命を落とすという例が専門のネットで見てみても全体の7割が天井、柱の下敷き、ガラス、金属、建物の構造物の破壊、7割が家具とガラスによる負傷というような被害の状況が出ています。

そこで、こうした圧死などに人命が奪われることのないよう、少なくとも人命が守られるようなそういうシェルターを各部屋、各住宅につくる、もちろん耐震装置の立派な住宅ならいいんですけど、古い民家もたくさん存在しておりますので、この前報道されたこうした人命を守るためのシェルターの設置などについて防災・減災の立場から、町当局はどのような考え方を持っているか、一つ聞かせてもらいたいと思います。

議長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

本町において、家屋倒壊対策として、人命を守るシェルターはどれぐらい普及しているかについては調査及び把握は行っておりません。

本年1月1日の能登半島地震では、家屋等の倒壊により貴い人命が失われ、多大な被害が発生いたしました。本町でも防災及び減災の観点から、何らかの措置や対策が必要であると認識しているところでございます。

今回の地震により、被害状況を踏まえ、町内に現存する家屋等の耐震診断や耐震改修工事、また議員の御質問にもありましたシェルターの設置について、町民の方々へ何らかの支援ができないものか、検討してまいります。

併せて財源確保の観点から、国、県等の補助事業のメニュー等を調査し、制度化に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ぜひ深く検討していただきたいというふうに思います。

それから防災・減災の3番目に防潮堤の検討について提案をいたしております。

議会としても各地の防潮堤など調査に行っておりましたが、東串良の場合、柏原のあの備蓄基地に出入りするための柏原のあの信号から通路ができておりますが、大規模な津波が発生したときに、あの通路がむしろ柏原の集落を襲撃する通り道になってしまうのではないかという危惧をしているわけです。最近では、自動的に通路が津波などが発生したときに自動的にシャッターが下りる、あるいは防ぐことのできる、そういう防潮堤も各地にあるようです。これまでの防災の話し合いもあったと思いますが、そういう防潮堤を本町もあの柏原地域に検討をされたことはないのか、検討される意思があるのかないのかということも含めて、ぜひ答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

防潮堤についてですが、東日本大震災の被災沿岸部では、巨大防潮堤の建設が進められており、本町においても将来起こり得る南海トラフ地震の津波災害の防止や、軽減に有効な手段であると考えられております。

一方、防潮堤の設置に伴い、構造物付近が洗掘され、海底の浸食が進み、また環境や

景観に大きな影響を及ぼす可能性もございます。海岸法では、津波、高潮、波浪、浸食等の災害に対して、人命や財産を災害から守るとともに、国土の保全を図ることを目的に、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、地域の意見等を反映するため、国が海岸保全基本方針を定め、鹿児島県においては、大隅沿岸海岸保全基本計画が策定されております。この基本計画では、海岸の防護、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保という三つの目的が調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとしておりますので、塩入川、肝属川の河口付近を含め、国土交通省並びに、鹿児島県と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは、最後に保育業務のデジタル化の問題を取り上げました。これは私ども日本共産党の地方議員も全国で加盟しておりますけれども、全国的に地方自治体の取組を研究し、協議する組織ができております。大学の教授や自治体の職員が協働して毎年2回ほど大規模の研修会もしているんですが、その研修会で初めて私聞いたんですが、保育行政のデジタル化の問題について、初めて取り上げていきたいと思います。

今やDX、デジタルトランスフォーメーションのことだそうですが、これを行政も取り入れなければ様々な活動が遅れてしまうという風潮が行政の中にもあるようです。それは、保育、教育、介護など多面に急激に進んでいるということが言えるというふうに講演の中で出されました。特に保育では、SaaSというインターネットを通じてソフトを提供すると、そういう事業者のサーバーに接続して、そのサービスを保育所が利用すると。そうして何をインターネットを通じて、そのソフトでつかんでいくかというと、それぞれの保育園が様々な記録、入所前のその子供の健康情報、毎日の記録、保護者の連絡先はもちろん、園児台帳の作成から、連絡帳等々、保護者からの欠席、遅刻の連絡受付、保育園に登園、あるいは園児が何時から帰ったかと。保育園では、私もここで質問したことありますが、人手不足ということで、それを補う形ででもこうした保育園のデジタル化が進んでいるという状況もあるようです。毎日の子供の検温や食事、排せつなどの記録もデータ化されていると。最大のメーカーは、最大大手と言われているのは、「コドモン」と、子供をひっかけたんでしょうが、片仮名で「コドモン」というソフトを使って保育園がそういう子供のデータをつかんでいると。そして便利さの裏に隠れた問題を見ていかなければ、将来の子供たちがこうした収集されたデータに縛られる可能性も出てくるのではないかという不安を持つものです。これはこの研究所で行った講演の中の講義の内容ですが、政府はこども家庭庁の仕事として、このSaaSへの支援を行っていますと。子供を対象にした企業が働きやすい日本づくりの一環ではないのかという指摘で最後を結んでいるわけですが、保育園における私どもの周囲にも保育園が最近では認定保育園という形で保育行政を行っているわけですが、こうした動きについて行

政はどのような理解と認識をしているのか、担当課長でも結構ですが、つかんでおられるのかどうか、また実際に本町における保育園では同様な形でデータの集積がなされているのかどうか、そのことも含めて答弁をお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

私のほうでお答えいたします。

現在、こども家庭庁において、こどもまんなか社会の実現のため、様々な取組を行っているところですが、その中で、デジタル技術を用いた保育DXの推進の必要性を重要視しております。一般社団法人こどもDX協会によりますと、保育DXの実現に向けた提言の中でも、保育ICTの導入率100%に向けた体制整備を推進しているところでございます。保育DXのメリットといたしましては、ICTツールによる保育施設内の業務が省力化され、職員の負担軽減の実現、また業務省力化によって空いた時間を保育の質の向上や家庭支援に資する活動に充当することができます。しかしながら、情報処理の不可視性や個人情報のセキュリティ対策等、様々な課題が想定されております。こういった技術的な対策、情報セキュリティ対策を確実かつ断続的に実施する必要があります。

さて、議員お尋ねの進捗状況についてですが、本町では、保育対策総合支援事業補助金を活用いたしまして、管内4保育施設のICT導入を推進しているところでございます。これにより、管内4施設において、令和6年度内には本ICTツールの導入を終えることができます。

また、庁舎内においては、昨年10月からマイナポータルによる保育所申込み受付を行っているところでございます。

今後も利用者目線に立ち、保護者が利用しやすい保育環境を整備したいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

町長のただいまの答弁でも、いわゆる情報の公開によるこのデメリットの問題なども十分に検討して進めていただきたいということを要請して、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）  
暫時休憩します。

休 憩 午後2時07分



再 開 午後2時17分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番 上池勝彦議員の発言を許します。

1番 上池議員。

1 番（上 池）

それでは通告に従いまして、質問いたします。

今回は防犯対策について5項目ほどさせていただきます。

まず、公共施設における防犯カメラの設置状況についてであります。

新聞、テレビなどで、全国各地で毎日のように様々な事件の報道がなされております。このような状況の中、多くの町民の方が利用される公共施設に防犯カメラを設置することはとても大事だと考えております。

そこで、現在防犯カメラを設置している公共施設は、何か所あるかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、本町が管理運用している防犯カメラは、役場庁舎に2台、円山公園公衆トイレに3台、総合体育館、総合センター物産館、コミュニティ広場、公衆トイレ、円山公園管理事務所、にぎやかタウン、波見港にそれぞれ1台ずつ、町内9か所に12台を設置しております。それぞれ各店舗とか中には防犯カメラを設置してございますけれども、町が設置しているのは合計で12台でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1番 上池議員。

1 番（上 池）

ただいまカメラの設置がされている公共施設の数を答弁いただきました。12か所で、自分としてはちょっと多いなと思っているところでございます。

そこで二つ目の質問に入ります。

現在設置されている箇所以外に、例えば通学路、公園、主要な道路などへの設置が必

要なのではないかと思うのでありますが、事件が発生したときの情報収集、あるいは防犯対策の観点から、町として、いま一度設置箇所を再点検して新しく設置する考えはないかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

防犯対策においては、東串良町、肝付町及び防犯活動に協力する各団体からなる肝属地区防犯協会を組織し、防犯思想の普及と自主防犯活動の推進に努めているところでございます。多様化する社会情勢を背景に、発生要因の変化、地域住民の連帯意識の希薄化などにより、犯罪抑止力の低下が懸念され、地域ぐるみの対策が求められている状況でございます。

このような状況の中、安心安全なまちづくりを推進するには学校、家庭、警察署、地域社会などの各関係機関と連携し、防犯活動に対する意識の高揚を図り、地域ぐるみの活動を推進するとともに、人的資源を補助する設備の導入も必要不可欠と考えております。

防犯カメラは多くの自治体で防犯対策への活用や、犯罪防止を目的として、公園などの施設や児童生徒の通学路に設置されております。また、コンビニエンスストアなどの民間事業者でも設置されており、事故や犯罪捜査に防犯カメラの映像が活用されている事例も少なくなく、その有用性は一般的に認められている状況でございます。

また、不特定多数を24時間リアルタイムで撮影できることから、プライバシー侵害を心配される方への配慮も必要と考えています。現在12台の防犯カメラを設置し、運用しており、必要に応じて肝付警察署等の各関係機関の意見も踏まえ、地域情勢等に即した設置運用の検討をしておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

ただいま必要に応じて設置を検討するという前向きな回答を得まして、ほっとするところであります。また、設置箇所を増やしていくことに関しましては、プライバシーに対する配慮など、いろいろな事情もあるかと思いますが、町民の皆様の安心安全な暮らしを守るために、常に念頭に置いていただき、状況に応じて設置が必要と判断された際には、速やかな対応をいただきますよう要望いたします。

次に、三つ目の幼稚園や小・中学校における不審者侵入対策についてであります。

冒頭の質問でも申し上げましたが、全国各地で人に危害を超える殺傷事件が数多く発生しております。本町においても、いつ何どき、力の弱い子供たちが集まる幼稚園や小

学校などに不審者が侵入し、子供たちの身が危険にさらされるような事案が発生するかも分かりません。そのような場合を想定して、どのような対策を講じておられるか尋ねます。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

学校は教育の場であると同時に、園児、児童生徒等が1日の大半を過ごす生活の場でもあります。また、地域コミュニティの拠点であるとともに、災害時の応急的な避難所としての機能も求められるなど、学校の果たす役割は年々重要なものとなっております。

本来、学校は夢を育む安全で楽しい場所でなければならないと認識しております。しかし、平成13年、大阪教育大学附属小学校で、令和5年埼玉県戸田市立中学校で起きた事件は、学校施設の安全管理、中でも防犯対策の在り方を改めて問うものであったと認識しております。町内小中学校においては、門扉等を設置しておりません。施設設備面における対策のみで、園児児童生徒等の安全を守り切ることには限界があり、また、物理的に学校を閉鎖することで、地域との連携が阻害されたりすることは好ましくないと考えます。学校の安全管理を推進するためには、教職員の意識向上を含めた学校の管理運営面における対応や、学校と保護者や地域の関係機関、団体等との協力体制の確立などのソフト面での取組が不可欠であると考えます。

学校においては、不審者対応訓練や不審者対応研修、来校者への積極的な挨拶や声かけなどによる抑止力に取り組んでおります。教育委員会としましては、今後とも日常の防犯や非常時の対応についての教職員の役割分担、保護者や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアルの見直し、不安感を抱かせないような教育的配慮の下での防犯、避難訓練の実施など、園児、児童生徒のなどの安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

学校内においてしっかりと様々な対策を講じられておられるということを確認いたしました。いざというときには、教職員の先生方や児童生徒さんの迅速な行動、警察への速やかな通報などがしっかりとされるように、今後も引き続き、定期的な確認や訓練なども行っていただくようお願いいたします。

続きまして、4つ目の質問に入ります。

幼稚園や小・中学校、役場庁舎などで不審者が侵入した際、さすまたなどの防犯用品

の設置状況について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

さすまたは相手を攻撃する道具ではなく、凶器を持った不審者を押さえて自由を奪う護身道具であると言われております。さすまたで不審者の動きを拘束することによって、子供やその場に居合わせた人々が逃げる時間や、警察が到達するまでの時間を確保することが可能となります。

このようなことから、幼稚園及び小・中学校においては、さすまたを設置しております。なお、役場庁舎につきましては、さすまたは設置しておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

ただいま、幼稚園や小・中学校にはさすまたが設置されているということで、安心したところでありますが、さすまたの設置数や設置場所につきましては、適当かということとを再度御確認いただくよう要望いたします。

最後に、5つ目の質問に入ります。

学校等には、さすまたが設置され、様々な不審者訓練や研修が行われているとのこととであります。まずは速やかに避難したり、隠れたりすることが大事とありますが、児童や教職員が逃げ遅れたりする場合は想定されます。

また、役所では、すぐに逃げられない高齢者の方々や職員の身を守るためにも、学校同様に役場にもさすまたを備えておく必要があると思いますが、町長の見解を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

さすまたなどの防犯用品の設置については、役場などの公共施設において、不審者の侵入等が発生した場合、来庁者や職員等の安全を確保するためには必要であると思われませんが、いざというときに使用できないなどの事態を避けなければなりません。このため防犯用品の設置については、設置場所や必要な数量などを検討する必要があります。また職員一人一人が的確な対応を行う必要がありますので、不審者の対応訓練の実施を

検討するとともに、肝付警察署と連携を図り、定期的な公共施設の巡回をお願いしていきたいと思っております。定期的な訓練を行うことが望ましいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

やはり園児や児童生徒さん、お年寄りの方々や教職員の身を守るためにも、さすまた設置の必要性を感じております。すぐに避難できればよいのですが、捨て身を持って悪事を働こうとする者は、どんな手を使ってでも成し遂げようとするものでないでしょうか。警察の現場到着までは10分前後はかかると思います。身を守るためには、自助、共助、公助の順番があるように、まずは自分の命は自分で守るという鉄則があります。それと同様に、不審者対策としては、警察が到着するまでの間、現場での初期対応がとても重要であると考えております。人の命を奪う凶悪な事件が多発しています。検討の答弁もいただきましたが、さすまたの未設置の公共施設につきましては、ぜひとも設置の前向きな御検討をいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、2 番 小川香織議員の発言を許します。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

本日最後の一般質問になります。前向きな答弁を期待し、質問に入りたいと思います。まず、今回の質問に当たり前渡します。本町の人口は年々減少し、少子高齢化の影響も大きく感じられます。また、物価高騰、資材高騰、人口減少や担い手不足など様々な課題に直面し、個人、事業者、単独の自助努力では解決困難な事例も多くあります。私のほうにも厳しい状況に苦慮されながら、現状を維持されるために、様々に努められている皆様方の声をいただいております。問題の大きさや複雑さに苦しくなります。その中には少数意見ではないのかと対応されてしまう案件もあるかもしれませんが、私はその少数と取り扱われる案件の後ろには、同様の悩みを抱えている多くの方がいらっしゃると感じます。つまり少数意見であると捉えられていた意見を今後さらに顕在化し、大きな課題となり得るものも多いのではと危惧いたしております。

このような考えに対して御理解いただき、御答弁願いたいと思います。また、答弁の内容によっては、私はこれからも追求していく所存でありますので、そのような思いを理解していただきまして御答弁願いたいと思います。

それでは、選挙公約における小・中学生の給食費について質問いたします。

さっきの質問で、同僚議員より同様の質問があり、執行部、また町長のほうからは既

に答弁を得られております。その答弁も含めて、再度質疑したいと思います。

まず、小・中学校給食費の無償化について実施することはできないか尋ねます。給食法を掲げた答弁を再度御説明ください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほど同僚議員の質問にもお答えいたしましたように、令和5年度における本町の学校給食費は、小学校が月額4,000円で、中学校は月額4,500円でございます。平成28年2学期以降、保護者の経済的負担軽減と定住化促進を目的といたしまして、児童生徒1人当たり月額2,000円を町費で補助しており、令和5年度における学校給食費の保護者負担は、小学校が月額2,000円、中学校が月額2,500円でございます。

学校給食費の負担につきましては、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それらの経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。

先月25日に行われました町長選挙に際しまして、学校給食費保護者負担一律1,000円をこれからの挑戦として公約にうたったところでございます。先ほどもお答えしましたけれども、鶏肉は50日で食される。そして豚肉は6か月で食される。そして牛については27か月で食されます。それと先ほどのお米については、5か月という日数を要して農家さんの苦労、大変な状況、そしてそういう中で動物とかの命を頂くという、これ月額1,000円という、そして1食50円です。それと先ほど保護者に弁当を作らせる、そういう食育も大事だろうと思いますけど、一旦弁当を1回作ってもらえると、いかに50円が安いかというのはしみじみ分かるはずだろうと思います。そういうことでどうしても給食費1,000円というのは頂きたいということでございます。

町といたしましても、今後とも学校給食の質を維持できるような取組を推進するとしておりまして、現時点におきましては、学校給食費を無償化することは考えていないところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

小・中学校給食の無償化について実施することができない理由について、再度要点のみ答弁願います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
先ほども答えましたけれども、我がまち、農業のまちです。食をなりわいとしておる我がまちといたしましては、どうしても給食に対する思いというのはどうしても1, 0 0 0円を頂き、そして「いただきます」という心、感謝の気持ちですね、それが芽生えたらいいと思っております。お願いするところでございます。もちろん6月議会にかけて、7月執行ということになりますけれども。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
では、要約すると小・中学校給食費の無償化については、食のなりわいである農業のまちであるからこそ、感謝の気持ちを忘れないために無償化はできないということでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
そのとおりです。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
では、次の質問にまいります。  
公約に掲げる1, 0 0 0円負担に関して、実施した場合の町の負担額と財源はどのように考えているか。また無償にした場合の町の負担額も尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

## 会 議 の 経 過

先ほども同僚議員の質問でお答えしたように、令和５年度における本町の学校給食費は、小学校は月額４，０００円、中学校が月額４，５００円でございます。ところが近年、食材費の物価高騰しており、現在の学校給食費では、学校給食の質を維持することは困難な状況であることから、本年２月１６日に開催されました令和５年度第２回学校給食共同調理場運営委員会におきまして、令和６年度学校給食費を小学校は月額４，７００円、中学校は月額５，２００円と、それぞれ７００円の値上げがなされたところでございます。

学校給食費保護者負担一律１，０００円とした場合、小学校が月額３，７００円、中学校は月額４，２００円を町が負担することとなります。

直近の令和６年度児童生徒数調査では、小学生が３６２人、中学生が１８５人で、学校給食費の町の負担額は、小・中学校全体でひと月に２１６万６，４００円、年間に２，３２８万４００円となり、財源につきましては、過疎債で充当することとなっております。無償にした場合は、直近の令和６年度の児童生徒数で計上すると町の負担は、小中学校全体ではひと月に２６６万３，４００円で、年間に２，９２９万７，４００円となります。

以上です。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

１，０００円の負担ということも講じておりますが、この負担額には児童のみが入っているのか。または教職員、契約で勤められている従業員の食費も含めて対象をされているのか、どこまで対象としているのか、併せてお聞かせください。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

一律１，０００円負担につきましては、小・中学校の児童生徒のみです。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

それでは、今行われている負担額について過疎債を使われているということでした。先ほど同僚議員の質問の中で、過疎債が現在、東串良町４，０００万円確立して、それを振り分けて使われていると。それで足りない部分は一般財源から使われているということを御答弁いただきましたが、過疎債、給食費に対してどのぐらいの減額が計上され

ていて、一般財源はどれくらい支払われているか答弁願います。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

現在の2,000円に対しましての事業費というところと、過疎債の適用額と、その他の一般財源は幾らかというような話でございますが、令和5年度の予算ベースで申しますと、大体1,400万円程度が事業費と見込んでおります。過疎債充当1,000万円、一般財源を400万円というところで1,400万円程度を見込んでいるところでございます。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

では、この過疎債充当に関して過疎債が金額が減額された場合は一般財源を使うということによろしかったのでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

ソフト事業につきましても、数件の事業を予定しておりますので、その部分の調整が利いたりとか、最終的に調整がきけない部分につきましては、4件、5件の過疎債を充当しておりますので、その中で調整して行って、足りない分についてはおのずと一財をどれかの事業に充てていかななくてはならないと。総体で借りる関係もございますので、そのような形で、こっちは一応そういう形で割り振っているよということで御理解いただければなというふうに思います。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

先ほど同僚議員の質問の中に給食費無償化について保護者からの声はないということをお聞きいたしました。給食費に対して無償化の声がないということですが、ではなぜ1,000円の負担を町のほうですとおっしゃったのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私自身が住みやすいまちづくりを目指しておりますので、住みやすいまちづくりのその一環として1, 0 0 0円としたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今御答弁いただいたように保護者の声もないが住みやすいまちづくりの一環として1, 0 0 0円の負担を公約のほうに掲げられたとおっしゃいました。住みやすいまちづくりということなんですけれども、近隣の市町村で無償化が進められております。無償化が進められている中で、本町では1, 0 0 0円の負担を強いられている。住みやすいまちづくりに適用されますでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

近隣市町を申し上げますと、錦江町もゼロではございません、無償化しておりません。我がまちと錦江町ですけれども。それについて負担があるから、ないからといって、住民の方々がそういう住みにくいとか、住みやすいとか、そういう言葉はまだ聞いておりませんけれども、ただ私自身が住民の方々は1, 0 0 0円で住みやすいまちになればいいかなと思っているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

住みやすいまちになればいいなという町長のお考えにより、今回、公約のほうに上げられたということで御理解いたしました。ただ、やはりその住みやすい、住みやすくないというのは、そこに住まわれる町民、また住民の方が思うことでありまして、よければ保護者の声はないということでしたが、保護者の声を聞くような努力というか、そういったものを実施されてもいいのではないかと存じ上げております。私は、今、小・中学校の児童を教育している立場ではありませんが、やはり給食費の無償化と1, 0 0

0円の負担ということであれば、できれば無償化にさせていただいたほうがありがたいと思うのは、一律当たり前なのかなと思っております。そこに対して町長がそういった取組をされるということはとても大事なことになるのではないかなと思っております。その点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
いや、今現在でも我がまちは素晴らしいと言っていることだけは聞いております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
我がまちは素晴らしい、確かにそのとおりだと思います。ただ今回、質問のテーマとして挙げているのは、給食費の無償化についてです。この無償化が保護者にとって、より一層住みやすいまちになるかどうかの一助になるかを確認するためのアンケートとか、そういった声を聞く場を設けていただきたいと思いますし、そういった場が必要なのではないかと説いているところです。その内容について、もう一度町長より答弁願います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
無償化にするとか、そういう意見というか、我が東串良町については、皆さんの御意見というか、私も選挙期間中に訴えてきましたけれども、住みやすいまち、素晴らしいまちという声だけがありまして、無償化についてどうこうという方は誰一人もいらっしゃいませんでした。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
つまり今まで声を聞いたことがない、聞こえなかったということであれば、そういった意見を聞くような場を設けられるというような機会も必要ではないかと質問させてい

いただきました。

2023年11月に、参議院の常任委員会調査室特別調査室の学校給食費の無償化をめぐる主な動向という書籍のほうを見させていただきました。こちらのほうには、平成29年度時点で完全給食を実施する実施自治体のうち小・中学校とも学校給食費の無償化を実施しているのは76にとどまっていたそうです。しかし、令和4年度にコロナ禍もあり、無償化を実施した自治体は、日本農業新聞の調査によると、市町村約3割の451に上っているということです。学校給食費の無償化に対する成果やメリットに対しては、永岡文部科学大臣からは従前から、無償化を実施している自治体について、例えば定住促進であるとか、転入の促進、地方創生などを目的として実施されているというような周知と答弁がありました。先ほど町長のほうも、そういった内容の御答弁があったと思いますが、給食費の無償化に関してやはり他近隣の市町村が行っていらっしゃる事業を本町で行えないということは、定住促進、また転入の促進や地方創生などに対して足かせになるのではと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

現時点で、私自身は学校給食費無償化することは考えていないけれども、将来的には無償化になるかもしれませんけれども、現時点では考えておりません。先のことです。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

将来無償化するかどうかというのは現時点では分からないということですが、現時点では無償化は検討していないと。検討されているのは1,000円負担について。また今3月議会では骨格予算なので、そういったものに関しては補正予算として6月に提示し、7月から開始すると言われておりました。骨格予算についてなんですけれども、例えば町長が今現在町長になられて、この1,000円補助に関して、保護者の負担軽減など様々なことを検討して打ち出されたのであれば、本来であれば、3月議会の骨格予算でも出されてよかったのではないかと考えております。その点については、なぜ6月なのかもお答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

そういうことをやるには、議会をどうしても通さないことには実施できませんので、どうしても6月議会で、それはうたわないことには、それは、さかのぼってすることはできませんので、それは御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

6月議会で、7月に開始されるということは、議会のほうでもそういった話が出たんですけど、7月ということは4、5、6、7月ぐらいまでの4か月間、給食費を保護者が負担しなくてはいけないことになります。そうであれば本来は入学時から負担軽減を検討されて、そういった事業を打ち出されてもいいのかなと思っております。

また、今後将来無償化が進むかもしれない、無償化になるかもしれないと町長のほうはおっしゃいました。その根拠が何たるかは答弁の中にはなかったので分かりかねますが、将来無償化するかもしれないということであれば、その必要性も鑑みて本町でも無償化を検討すべきだと思いますが、そこについては町長の考えを再度お聞きいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

将来のことは将来のこととして、私が今回の選挙でもそうですが、もし私が落ちていたら、次の方がどうされるか分かりませんので、そのことは、一応公約ですので6月にするということでございます。私は3期目が重責を担わすことになったから6月になったわけでありまして、もし私が落ちたときは、そのことはなかったということになりますので、どうしてもそれはまた拭えない事実でございます。

それと、将来的なことは将来のことですので、私も将来のことは言えませんので、先行きがどうなるか分かりませんけれども。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

無償化について、再度お聞きいたします。関係課長のほうに、学校給食法について触れられた答弁があったと思います。学校給食法は第4条において、また同法第11条に基づき、学校給食についてうたわれております。学校給食の実施に必要な施設設備や人

件費等は、学校の設置者の負担となっているという、この文言に当てはめて無償化に対して難しいと言われたのかなと思うのですが、同法第11条に関しては学校の設置者の判断で、保護者負担を軽減（負担なしも含む）することは可能とされていると、そういったお話も聞きますが、そこについてはどのように町として検討されているか、お聞かせください。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

議員が今おっしゃるとおり、学校給食法第11条におきましては、施設設備、その他のことについては設置者の負担であり、児童または生徒が食する食材等については、保護者負担となっているところです。もちろん同法の条項の中に自治体で無償化することは可能であることは記述されているところであり、町としましては、保護者負担が原則であるという認識に立って、町長のほうで今回、選挙公約の中に一律保護者負担1,000円と打ち出したものと考えているところです。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

今御答弁あったように、同法11条に基づいても学校の設置者の判断で、保護者負担を軽減（負担なしも含む）することは可能と私は理解しております。先ほど町長のほうから御答弁ありましたように、給食費を無償化することで、農業や食に対する感謝の気持ちというのが薄くなるのではないかというような御答弁もありました。しかしながら、無償化にしたからといって、そういった生産者ないし食に対する思いが低下されるというような論文というか、そういったものを私は見たことがございません。そういった思いというのはどこから来られたのか、御答弁ください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

我がまち、農業に携わる生産者はいっぱいいらっしゃいます。そのことを鑑みて、そのことだけは、どうしても1食につき50円ですけれども、そういうことを考えて、1,000円というのをうたっただけでございます。だから皆さんそれぞれ生産者でありますから、やっぱり私自身もそうですけれども、農家の立場といたしましては、それぐらいはいいでしょうという理解の下、こういうのを私がうたっただけでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

食のありがたみがなくなる、また農家さんへの思いというのが薄れるかもしれないというような認識で今答弁を聞かせていただきました。しかしながら、さきの同僚議員のお話にもありましたが、意識づけというものは教育にあると思います。学校現場の中で教育の一環として食に対する思いやりとか、感謝の気持ちというようなものを取り組めば、そういった給食費が無償化になったからといって生産者、または食に対して意識の低下が見られなくなるのではないかと考えております。また補助金、給食費に負担する部分についてなんですけど、約4, 0 0 0万円というような提示がありました。しかし、これもさきの同僚議員がおっしゃったように、人口減少に伴い、また少子高齢化に伴い、ここに関する負担金額は、どんどん年々減っていくものではないかと考えております。こういったものを鑑みる中、給食費に対する町長のお考えをカバーする方法として1, 0 0 0円を取るということではなく、そのほかにも無償化して別な教育、またその他、取組を介して実施することは可能だと思うのですが、そこに関してはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

あくまでも一応1, 0 0 0円というのは拭えないですね、どうしてもやっぱり我がまちは、農業のまちですので、そのことはよく理解いただきたいなと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

農業のまちというのは、私も十分に知り得ているところでございます。しかし、無償化に関し、町が負担をすることで、農家さん、また地元の農作物を購入させていただくなど、農業の発展にも一助となるのではないかと考えるところもあります。

また無償化に対して少し私の捉え方かもしれませんが、マイナスな御意見をいただいておりますが、例えば、無償化に関して、行政サービスも無償化であります。教育に対しても無償化でございます。しかし、無償化だからといって教育に対してぞんざいに扱うような保護者はいないと思いますし、子供たちも、ただだからこんな勉強は態度を悪くして聞いてもいいというような子供たちもないと思います。つまり無償化だろうと、そこに対する目的や意味、そして支援をされている方々の思いが伝われば、子供たち、

そして保護者、そして町民の方々は理解してくださると思います。その点についてはどうでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議員のお考えは議員のお考えでしょうけれども、私は私の考えで、現時点では無償化は考えていないことをございますので。先ほども言いましたけど、将来的なことは分かりませんけれども。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
私の考えということですが、一般質問で私の答弁を述べさせていただいているので私の考えになっているかもしれません。しかし、やはりこういった考え方もあるのだということ踏まえて無償化について再度御検討いただきたいと思い、一般質問として質問をさせていただいております。  
将来無償化になるかもしれないということも御答弁いただきましたが、結局、その将来に至るまで負担をし続けるのは保護者です。保護者の負担軽減を図られるというような事業、政策を提案していただけたらと思い、今回、質問に至らせてもらっていますし、そういった思いが同僚議員の中にもあるかもしれないので、こういった今回の一般質問で給食費の無償化について出ているものだと考えております。  
将来、無償化になるかもしれないということですが、今後無償化に対する町長の考えというものは実現できるかどうかも含めて再度お答えください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
青森県も無償化しましたし、県を挙げてですね。やがて将来国がやるかもしれませんし、現時点で私は無償化は考えておりません。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

国が進めるということは、なかなか同僚議員のほうがおっしゃったように国が検討するには様々な課題があり、なかなか国として政策を打ち出すには時間がかかると思います。そのため、各自治体では町単独、県単独、市単独というような形で単独の事業を行い、給食費に対して支援されていると存じ上げております。こういった中で本町におかれましても、保護者の負担、そして子育て支援の観点から、今後、無償化を検討していただきたいと切に願い、次の質問に入りたいと思います。

新しい制服の購入に伴う補助について。

中学生の制服が変わり、保護者の負担はどのように変わったか。また新しいものを購入する際の補助について、考えがないか尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

性的マイノリティについては、社会における様々な人権課題の一つであり、社会全体がこのことについて理解を深め、人権感覚を磨いていくことが重要であると認識しております。性的マイノリティの当事者は、社会生活を送る上で苦痛や困難を抱えていると言われております。令和4年12月に改定された生徒指導提要の中にも、学校における支援の事例として、自認する性別の制服、衣服や体操着の着用を認めることが記述されております。このような基本的な考え方の下、スラックスを含め、子供の選択肢を広げたり、児童生徒やその保護者から相談があった場合には、個別に対応したりするなど、子供の意思を尊重した配慮や支援が大切であると認識しております。東串良中学校においては、令和4年度に小学校4・5年生及びその保護者、また生徒会による制服に関するアンケートを行い、その結果も参考にしながら、令和4年12月から生徒6人、保護者3人、教職員6人による制服検討委員会を5回開催し、令和6年度から新たな制服を指定することとしており、現在の制服代と比較すると保護者負担が多少増える聞いております。新たな制服の完全実施は3年後からであり、それまでは猶予期間として、現在の制服と新たな制服のいずれの着用も可能であると聞いております。

町としましては、これまでも町民に対して商品券や助成金等に取り組んでおり、新しいものを購入する際の補助については考えていないところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今御答弁いただいたように、様々な意見を取り入れて制服のモデルチェンジが行われ

たということ、またその意見を聞きながら早急に対応されたということにはとても感慨深い思いがありますし、すばらしいことだと思います。しかし、さっき答弁いただいたように町のほうとしては、これまで様々な支援をされていたと思います。コロナ禍になって経済的にも困窮されている方々が多い中、このモデルチェンジに伴い、制服の負担金が増えてしまったということはやはり否めない。そして制服がモデルチェンジしたことが悪いということではありません。ただ現状、今負担をしなくてはいけない家庭において、この経済的負担が保護者を圧迫するような状況にあるのではないかという観点から、本町におかれまして、そういった保護者の思いや経済状況を鑑み、制服に対する支援というものを提案させていただいたところです。

こちらは町長のほうに質問をさせていただきましたが、町長、こういった保護者負担の軽減という名目で中学校の制服が変わりますので、新しいものを購入する際に補助という形で事業は考えていないか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど教育長が答えたとおりでございまして、新たな制服の完全実施は3年後からでございまして、それまでは猶予期間として現在の制服と新たな制服のいずれの着用も可能であると聞いておりますので、町といたしましては、これまでも町民に対しまして、商品券や補助金等によって取り組んでおり、新しいものを購入する際の補助については考えておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今御答弁いただいたように、本町において、昨今、物価の高騰や経済負担に対して様々な支援が取り組まれてこられました。最近では、物価高騰経済負担に対し、課税世帯に一般財源を合わせた2万円の商品券が配布されました。しかし、これは期間も短く、制服を購入する際に間に合わなかったり、2万円の商品券1世帯ということで、1人ではなかったので、とてもじゃないけど制服には充てられなかったというようなお声もいただきます。3年間の猶予期間があるということですが、やはり子供が入学するという時期というのは、3年後、もしかしたらもういないかもしれません。卒業されているかもしれない。そのときに、経済状況はどういう状況か、とてもじゃないけど予測はできませんが、そのときに経済状況がよければ買ってくださいというのは、ちょっとどうかと思います。

現在、家庭における経済状況、やはり町長が物価高騰や経済負担に対する支援を行っ

たときとあまり変わっていないと思いますので、新しく事業として課税世帯にも保護者負担の軽減、また教育支援の一助として、こういった制服の購入の負担を軽減するような、また支援するような事業を検討していただきたいと思うのですが、再度お尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
先ほど答えたとおりでございます。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2 番 小川議員。

2 番（小 川）  
制服のモデルチェンジに伴い他自治体ではどのような支援策、取組をされているか御存じでしょうか。今回、一般質問の質問項目に挙げさせていただきましたが、その際に他自治体の取組などは調べられておりますでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）  
すみません、ちょっと今、言葉が分からなくて、私なんかもどう答弁していいのか分からなかったのですが、私も早口で回答に困るところもありますが、的確に質問していただければありがたいなと思います。

議 長（田之畑）  
2 番 小川議員。

2 番（小 川）  
再度質問いたします。  
制服のモデルチェンジに伴い、モデルチェンジで行われる自治体、そういった自治体はこういった制服に対する支援というものはこれまで行っているかどうか、私の今回の一般質問で質問項目に挙げられた際に、各自治体の状況について、執行部のほうでは調べられていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

調べておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

では、制服の購入金額の平均額というものに関してはどうでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

今回、新しい制服になることによって、男子の制服が6万円程度、同じく女子の制服が6万円程度で、男子のほうは8,000円ほど、女子のほうは1,500円ほど高くなっているということは伺っておりますが、どの制服を買うかによって多少差はあると思います。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

制服の購入金額が6万円というのは、全国平均で見て、どのようなところに値するか、そういったものも再度確認していただけたらと思います。もちろん子供たち、そして保護者がモデルチェンジを希望されたということはとても大変すばらしいことです。ただ、経済的負担を鑑みの中で、やはり子供たち、もしくは保護者が安心して学校に必要な備品というか、そういったものを購入していただけるよう、町として何かしらの手腕を講じていただく必要があると思い、今回の答弁をさせていただきました。

今後、まだ3年間の猶予もありますし、経済状況もどうなるか分からないという答弁もいただいた中で、制服の購入に関して町として検討していただくような考えがあるか、再度お聞きいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今のところ考えておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

制服購入に関して保護者負担の軽減に向けて、負担額の一部ないし、ブレザーとかそういういったものに対して、町、市というような自治体が負担をしていらっしゃる自治体もあります。やはり子育ての観点から申しまして、ぜひこのような事業を検討していただき、先ほどおっしゃいました3月の骨格予算では提示できない部分もこの6月の補正予算に関して取り組んでいただけたらと思います。

次の質問に入ります。

選挙公約における子ども未来会議について。

開催時に出される子供たちの思いをどのように受け止め、応えるのか。また開催について毎年行っていただけか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私が選挙公約に掲げました子ども未来会議の開催であります。その内容につきまして、他の自治体の子供たちと本町の子供たちがお互いのまちを訪問し、見聞を広げ、会議の中でお互いに感じた相手のまちの魅力や、自分たちのまちで誇れる魅力を伝えるなどして、様々な意見交換を行い、お互いのまちの未来づくりのきっかけになればという思いから、交流を深めていこうというものでございます。

私は、ぜひとも、ただいま自治体間連携協定を締結している島根県江津市と本町の小・中学生の皆さんとの交流事業として子ども未来会議を実現させたいと考えておりまして、会議の中において、年代が同じ子供たちの活発な意見を交わされる中で、行政として子供たちの思いに応えられるものがあれば、ぜひとも実現してあげたいという気持ちもあります。

時期につきましては、十分に江津市との協議を重ね、調整してまいりたいと思いますので、現時点におきましてはお答えしかねます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

確認をさせてください。東串良未来創造議会と子ども未来会議については違うものでよろしかったでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

それとはまた違います。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。様々な取組を子供たちのために実施していただけるということは大変ありがたいことだと思います。また、コロナ禍においていろいろな制限を強いられた子供たちに対して様々な体験や見識を深めるような機会を設けていただくことにも大変感謝いたします。このようなすばらしい事業に対して、できればコロナ禍が特になんですけれども、感染を理由に様々な事業が中止、延期、また見合わせてしまうこともあったので、子供たちのそういった学ぶチャンスとか、そういった機会が奪われないように、町としても様々な問題事に対して対策を練って、こういったすばらしい事業を続けていただきたいと思います。

次に、選挙公約における福祉バスの導入についてお尋ねいたします。

昨今、令和5年度に計上され、議決された福祉バスを導入、購入とはまた違う目的で、このように公約に福祉バスの導入をうたわれたのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私の選挙公約における福祉バスの導入につきましては、今後新たに福祉バスを購入するというのではなく、既に1月18日の臨時会でも御説明申し上げました福祉バスの購入でございますので、納品が令和6年度となることから、福祉バスを導入するという表現を行ったところでございます。

なお、利用目的等につきましては、その際お答えしたとおりでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

令和5年1月に議決された福祉バスで間違いないと。こちらのほうに導入されるのが令和6年だから公約のほうにうたわれたということで理解いたしました。

また、福祉バスの導入の目的についても御理解させていただきましたので、次の質問に入りたいと思います。

選挙公約における買い物弱者支援のための交通対策について、具体的内容を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現時点で買い物弱者支援につきましては、申し上げられることは、先ほど同僚議員の質問にお答えしたとおりでございます。大枠の流れを再度申し上げますと、令和5年度中に東串良町地域公共交通活性化協議会を立ち上げまして、その後、令和6年度中に、公共交通計画の作成にかかり、計画策定の完了が令和7年3月を予定しております。

乗り合い事業につきましては、具体的な運行計画など、交通事業者との調整を図り、協議会で了承され、国の許可を受けなければ、関連予算の成立後に一定の準備期間を経て、令和7年度の年度途中からスタートする見込みとなります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

高齢化に伴い、交通弱者というような言葉をよく耳にいたします。町長、交通弱者の定義とはどのようなものか御存じでしょうか。また交通弱者に値する方たちはどのような方だと思われますでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

交通弱者といえば免許返納者とか、もちろん高齢者ですけれども、そういう方々が対象となるんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今御答弁いただいた内容と併せて、免許を持たない対象者、子供たちも含めて交通弱者の定義に当てはまるのではないかと考えております。そう考えた中で選挙公約に挙げられていらっしゃった買い物弱者、買い物に限定して公約をうたわれた理由について伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

結局、高齢者といえは買い物に出かけるわけですので、子供を対象、子供は自転車とかいろいろあるだろうと思えますけれども、もう高齢者になった場合は自転車にも乗れないし大変な状況があるだろうと思っておりますので、とにかく買い物の支援ということが一番のネックじゃないかなと思っております。病院とか、そういうのもあるだろうと思っておりますけれども。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今御答弁いただいたように買い物に限定されて公約をうたわれておりましたが、病院とか、例えば公共施設もとても生活上必要な場所だと思います。そういった場所に対しても、公共整備を図る必要があると思います。その点についてはいかがでしょうか。公共施設と病院についても必要な場所だと思いますし、公共支援が必要な場所だと存じ上げております。病院に関しては、これまで一般質問でさせていただいたんですけれども、病院に通院するタクシーとかそういったものに関しては病院が負担されているというようなお話をお聞きし、また病院の中で数が減っていくと、その病院にかかる負担額も大きくなってきて、なかなか将来的に見て経営が困難になるのではないかなというようなお話もあります。その中で、交通弱者に対する交通対策の検討を図られるほうがよろしいのではないかと思います、質問させていただきました。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

もちろん議員おっしゃるとおり、公共施設に行くのにも一緒だろうと思います、買い物だけじゃなくて、病院、買い物、それと公共施設、そういうものに一緒の取扱いになるだろうと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。先ほど御提示いただいた町の公共交通計画に伴い、アンケートやパブリックコメントのほうを開催して、様々なニーズを確認して、公共交通の整備をされるということなので、買い物に捉われず、様々な意見を鑑み、町の公共交通整備をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、防災計画について尋ねます。災害を想定した際の準備というのはどのようなようになっているか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

能登半島地震では多くの貴い命が犠牲となるなど甚大な被害を受けました。今なお厳しい寒さの中、避難所での生活を余儀なくされている方々が多数おられる現状を踏まえ、本町においても災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、消防防災力の一層の向上が不可欠であります。このため、ハード面ではこれまで、下伊倉地区、津波避難タワーや防災センターなどのほか、役場庁舎北側に防災拠点となる防災庁舎を建設し、消防車両の定期的な更新による消防力強化も図ってまいりました。

また、ソフト面では、自主防災組織の活動を推進しており、令和5年4月1日現在で83の組織が設立され、自主防災組織活動を行っております。

今後も行政の避難情報などには限界がありますので、町民の方々にも自らの命は自らが守る意識を持っていただき、自らの判断で、避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという住民主体の防災意識の高い地域づくりを目指すとともに、自主防災活動や、避難訓練などの充実を図り、消防防災力の機能強化を図りつつ、防災・減災対策に一層力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今御答弁いただいたようにハード面の強化に対しては様々な取組がなされていると存じ上げております。しかし、一番大事なのはハード面を含め、ソフト面であると思います。ソフト面に関して今御答弁いただいた中では、自主防災組織の活動とおっしゃっておいりました。では、自主防災組織の活動内容については、どのような取組をされていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

自主防災活動ということでございますが、自主防災活動の交付金も総務課としては交付いたしておりますので、基本的には年に1回ぐらいなのかなと思っておりますが、町が津波避難訓練をしますが、それと並行してやっている自治体が多いようでございますし、またほかの自主防災組織につきましては、東部消防署さんの協力をいただきながら消火栓の使い方とか消火器の使い方とかいう部分で訓練を行っているのが実情でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

防災に対する取組、防災計画に様々とうたわれております。今御答弁いただきましたように、自主防災組織の活動の中に津波の避難訓練に関して一緒に参加してもらいなどの様々な活動内容が述べられておりましたが、この内容について防災計画と伴っていらっしゃるのでしょうか。町が今さっきおっしゃったように、自助、共助、公助の自助の部分をやはり重点的に自らの判断で行ってほしいという御答弁がありました。その自らの判断を支援していきたいということだと思います。しかし、自らの判断を行うに当たり、やはりそういった訓練、日頃の訓練とか、そういった学習の機会とか、そういったものが必要になると思います。何もない中で、それぞれが自らの判断を養うために学習をしても災害時には別々な行動になってしまってスムーズな避難対策、また避難所の設営など滞ってしまうと考えます。であるから、これまでハード面を強化し、コロナもありましてソフト面に対する活動というのがなかなかできなかったと思いますので、今後、ソフト面に着目し、強化をしていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

そうですね、議員指摘のとおり、施設整備につきましては、大方整備が終わったものと私どもも認識しているところでございます。ソフト面、もちろん何のための施設かという部分はございますし、まず町民が安全に避難するという部分も必要になってきますし、今後も防災マップも今更新中でございますが、自分たちが避難する方向性をまず認識していただくとともに、自助、共助という部分がまず最優先になってくるのかなと。なぜならば、車も動かないような状況になります、地震があると。そうしたときには、もう自分たちでどうしても動いてもらわないと、公助というのは最終的な手段になろうかと思っておりますので、まず自分で動いていただく。じゃあ、どういう形で逃げていくのかというところは、またその時々場所にいるときの状況にもよりますでしょうし、自宅にいるときにつきましては、防災マップのところで避難経路等を自分で確認していただくしかないのかなというふうに思っておりますが、ただ、毎年数回行っている避難訓練につきましては、私どもも参加していただくような形で今まで以上に周知を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

御答弁いただいたように、やはり自助、共助、自助の部分に頼らざるを得ないことがあると思います。そのため、先ほどの町長の防犯ですかね、そういった中の答弁にもありました。定期的な訓練を含め、自助を強化するような取組を行ってほしいと思います。令和元年、豪雨災害で本町でも避難指示が出されたと思います。また6月、どのような災害が起こるか分かりませんので、早急にこのような防災計画に従って、皆さんの安全を守るような取組を図っていただきたいと思います。

最後の質問になります。財源の確保についてお尋ねいたします。今後、町の財源についてどのように確保していくのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の現在の財政状況について説明させていただきますと、令和4年度の財政力指数0.30となっております。県が公表している令和3年度市町村財政状況では、県平均は0.29、市平均では0.40、町村平均では0.19であります。本町は町村平均以上、市平均以下の指数となっており、県内17番目の財政力ですが、10年前の平成25年度の財政力指数は0.42でありました。10年間で0.12ポイント減

少しており、今後も減少傾向にあるため、東串良町の財政状況は非常に厳しい状況にあると思います。この原因の一つに、町税の固定資産税の中に含まれている志布志石油備蓄基地市町村交付金の減少によるものが考えられます。また、本町の財源内訳で説明しますと、近年５年間で、町税や使用料等の収入に伴う自主財源が約４０％、地方交付税や国・県支出金の収入に伴う依存財源が約６０％となっており、国、県や各種交付金等に依存している状況となっております。

このような状況の中、私は町長になってから特にトップセールス活動として、国・県への要望活動はもちろんのこと、各種事業を実施するための補助事業の活用を模索し、事業実施に向けた財源確保に尽力しているところでございます。

町債の有効活用も行っており、特に建設事業等を実施するに当たり、過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債など町に有利な財源でありますので、今後も計画的に活用したいと思っております。

また、ふるさと納税も一つの財源とした位置づけを行い、有効活用させていただいております。ただ、私ども懸念していますが、ふるさと納税事業が今後どのような制度に移行していくのか、また制度廃止となった場合の財源確保は大変困難となり、ふるさと納税がなくなることに伴う懸念はあります。そのような状況を踏まえ、現在、ふるさと納税の５０％を基金へ積み立て、将来の財政難に備える準備を行っております。

今後、財源がますます厳しくなることが予想されますが、一朝一夕で財源確保できることはありませんので、企業誘致や人口増加につなげるような施策に取り組むことにより、財源確保につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

時間となりましたので、小川議員の質問はこれで終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後３時３３分

再 開 午後３時３８分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◆ 日程第２ 議案第２０号 令和５年度東串良町一般会計補正予算（第１１号）

議 長（田之畑）

次に、日程第２ 議案第２０号 令和５年度東串良町一般会計補正予算（第１１号）

## 会 議 の 経 過

を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号 令和 5 年度東串良町一般会計補正予算 (第 11 号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 3 議案第 21 号 令和 5 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議 長 (田之畑)

日程第 3 議案第 21 号 令和 5 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、議案第21号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第22号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第22号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第23号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第23号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を採決します。

会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第24号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第24号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第24号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、３月１８日午前９時３０分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後３時４３分

令和6年第1回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和6年3月18日 午前 9時30分
閉 会 令和6年3月18日 午前10時11分

出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦	2番 小 川 香 織
3番 児 玉 勇 治	4番 瀬戸山 譲 一
5番 牧 原 完 治	6番 西 園 貞 美
7番 前 田 隆	8番 上 園 ミ キ
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 上 池 勝 彦	2番 小 川 香 織
------------	------------

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	浜 屋 啓 子	書 記	清 瀧 美東士
------	---------	-----	---------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大 園 保 広	企画課長	中 島 孝 一
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	江 口 勝 志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎 和 治	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 発議第 1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書
- 日程第 3 議案第 7号 町道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 8号 移動式排水ポンプ購入変更契約について
- 日程第 5 議案第 9号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 6 議案第10号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第11号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第12号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第13号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び東串良町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第15号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 東串良町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第18号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第19号 東串良物産館（ルピノンの里）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第31号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第25号 令和 6 年度東串良町一般会計予算
- 日程第18 議案第26号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第27号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

- 日程第20 議案第28号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 令和6年度東串良町水道事業会計予算
- 日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することに  
したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣  
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決  
定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 発議第1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書

議 長（田之畑）

日程第2 発議第1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書を議題と
します。

本案について、趣旨説明を求めます。

3 番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

おはようございます。

ただいま議題となりました発議第1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書の趣旨説明を行います。

鹿児島新広域道路交通ビジョン及び鹿児島新広域道路交通計画における錦江湾横断道路を構想路線から実施路線化をして早期事業化を求めるため、鹿児島県知事に意見書を提出しようとするものです。

よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発議第1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第7号 町道路線の認定について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第7号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第7号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第8号 移動式排水ポンプ購入変更契約について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第8号 移動式排水ポンプ購入変更契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第8号 移動式排水ポンプ購入変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第9号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第9号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第9号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。  
お諮りします。  
本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第10号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第10号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
8番 上園議員。

8 番 (上 園)

企画課長にお尋ねいたしますが、この条例によって、どのぐらいの実績があったのか、また部屋数はどのぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

実績ということでございますけれども、現在4か所、この集合住宅は建設されております。4棟で部屋数、合計で33室でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番（上 園）

その部屋は全て埋まっているのでしょうか。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

その部屋につきましては、その状況については確認はしておりませんが、募集を始めたときにいろいろ情報は収集しましたけれども、すぐ部屋は埋まったという話を聞いておりますので、結構人気のある状況ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
討論なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから議案第10号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 議案第11号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第11号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番 (上 園)

企画課長に2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目は、当該条例は5年前にできたものであります。この間、本町に旅館やホテルを新設したとの問合せが何件ぐらいあったのか。また現在、そのような問合せがあるのか、まず1点目をお伺いいたします。

それと2点目ですが、今回の一部条例の内容は、建設費、助成金の上限を3,000万円から4,000万円に改めるものとなっている。当該条例における助成措置、このほうにも借地料助成金、雇用促進助成金の交付がうたってある。これらの三つの助成金の財源は、何をもって充てるのか、お伺いいたします。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えいたします。

この条例が制定された頃には、企業から1者のみホテルを建設したいという旨の話

をいただきましたが、会社でもいろいろと検討が続いたと思いますけれども、その後、最終的に建てるということには至らなかったのかなというふうに思っておりますが、その後、問合せはないという状況が続いております。

それからそのほかの企業からは、ホテルを建設したいという話は参っておりません。

それから3,000万円から4,000万円にということですが、これは資材の高騰、人件費の高騰、そういったことも参考にして上げたわけですが、その財源にということでございましたが、ここで私がちょっと財源を申し上げるのは適切ではないと思いますが、一つの考えられる財源としては、一般財源、あるいはふるさと応援基金を充当するというようなことになるのではないかなと、考えられる財源としてですね。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

私は反対の立場で討論いたします。

東串良町旅館・ホテル誘致促進条例と条例を改正し、期限を5年間延長し、助成額を増額するという内容は、財源の見通しの立たないまま、単発的、単年度的に多額の負担を町に強いることになります。このような不安材料が残るような条例でなく、町の持ち出しが必要ない、例えば先ほどの民間資金活用集合住宅建設促進条例のように、固定資産税を減免するようなことによる政策のほうが理にかなっているというふうに考えます。また、現在、本町に旅館やホテルを新設したいとの問合せはないとのことですので、いま一度、本町の実情に釣り合うような制度を検討すべきというふうに考えております。

以上、討論を終わります。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

なければ、ほかに討論はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

私も反対討論のほうで述べさせていただきたいと思います。

先ほど説明いただいたように、財源のほうが決まっていらっしゃらないと。予定としては一般財源のほうを使われるということでしたけれども、財政的に厳しい中で1,000万円の増額、プラスもしかしたらふるさと納税でするかも分からないような中で、こういった増額を併せた条例を改正するような制定を出されるということはちょっと不安が残りますので、今回の内容については反対をしたいと思います。

議 長 (田之畑)

ほかに討論はありませんか。

9 番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

私は賛成の立場から討論したいと思います。

御承知のように、本町にはホテル・旅館がないんですね。私もいろいろ問合せもいただきますけれども、遠方からはるばる本町に来る人たちのために一定の努力を行政側としても、やはりやるべきだと。もちろん財源の問題は、その時点で十分検討すればいいわけですので、そういう意味からもこの条例はやはりつくっておくべきだというふうに思います。

以上です。

議 長 (田之畑)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから議案第11号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 8 議案第 1 2 号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 8 議案第 1 2 号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第 1 2 号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ◆ 日程第 9 議案第 13 号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び東串良町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 9 議案第 13 号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び東串良町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第 13 号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び東串良町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ◆ 日程第 10 議案第 14 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第１０ 議案第１４号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第１４号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１１ 議案第１５号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第１１ 議案第１５号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第15号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- ◆ 日程第12 議案第16号 東串良町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第12 議案第16号 東串良町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第１６号 東串良町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１３ 議案第１７号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第１３ 議案第１７号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第17号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第14 議案第18号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第14 議案第18号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第18号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

## 会 議 の 経 過

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 1 5 議案第 1 9 号 東串良物産館 (ルピノンの里) の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第 1 5 議案第 1 9 号 東串良物産館 (ルピノンの里) の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっております
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第 1 9 号 東串良物産館 (ルピノンの里) の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第 1 6 議案第 3 1 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 1 6 議案第 3 1 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

議案第 3 1 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

介護保険法第 1 1 7 条の規定に基づく、介護保険事業計画の見直しに伴う令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における 1 号被保険者の保険料率の額及び 1 号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図ることを目的として改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第 3 1 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

## 会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 17 議案第 25 号 令和 6 年度東串良町一般会計予算

議 長 (田之畑)

日程第 17 議案第 25 号 令和 6 年度東串良町一般会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

質問します。

歳出の款 10 教育費、項 7 保健体育費、目 2 学校給食費の節 18 負担金、補助及び交付金の学校給食費助成金について、こちらのほうは先般公約で掲げていらっしゃる給食費の負担額 1, 000 円というような負担金が入っていらっしゃいますでしょうか。

もう 1 点は、款 10 教育費、項 6 社会教育費、7 総合センター管理費、節 12 委託料、施設管理業務委託料の中に、昨年度から、トイレの排水について工事が必要だということですが、その工事費について、こちらのほうに当初予算で示されているか、お聞きいたします。

議 長 (田之畑)

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長 (中小野田)

お答えいたします。

給食費の助成金につきましては、今、当初に組み込まれた中は 2, 000 円補助で全て計算しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）
社会教育課長。

社会教育課長（吉 留）
お答えいたします。
総合センター管理費につきましては、委託料ではなく、需用費の修繕料で修繕につきましては組んでいるところでございます。
以上でございます。

議 長（田之畑）
2 番 小川議員。

2 番（小 川）
では、こちらの修繕費の中にトイレの工事、またトイレが使えないということで仮設トイレも含めた検討の予算というものが入っていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）
社会教育課長。

社会教育課長（吉 留）
お答えいたします。
修繕料といたしましては、一応総合センター全般的なことで修繕料を一括で組んでおりますので、またトイレ等につきましては、業者等に御相談いたしまして、どのような修繕が必要なのかというようなことを検討いたしまして、修繕に入りたいというふうに考えているところでございます。
以上でございます。

議 長（田之畑）
2 番 小川議員。

2 番（小 川）
先般、調査のほうで総合センターのほうを視察させていただきました。その際、障がい者用のトイレのほうの一部天井のほうから排水の対応ということで全く使えないような状況で、もう一つありましたけれども、そちらのほうも使用が難しいような状況というお話をいただきました。障がい者用トイレは、やはり足腰が弱かったりとか、なかなか遠くまでトイレを利用するには困難な不安を抱えている方が多い方が使いやすく、すぐに使えるような環境を整えるためのトイレだと思っております。そういったものが総合センターの中になく、例えば、仮に外の公園に行くとしてもすごく距離がありますよね。例えばこれから雨が降ってくる中でトイレが使えないということに

なると、本町としても公共施設にそのような課題があるというのは、やはり早急に対応すべき内容だと思います。それらを踏まえて再度お聞きいたします。この修繕費に関してどのような対応が必要かというのを話し合っ、また修繕の工事費のほうを計上されていかれると思うんですけども、それはいつまでにそういった話というか、めどがつかれるんでしょうか。やはりこういったものは早急に対応していただきたいと思いますし、この修繕費の中にそれが入っているのであれば安心して確認することができるんですけども。

議 長（田之畑）

社会教育課長。

社会教育課長（吉 留）

お答えいたします。

議員がお尋ねのとおり、トイレ等につきましては、早急に対応していかないといけないというふうに考えておりますので、新年度に入り次第、調査等を実施いたしまして、早急に対応できるように検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

一応という言葉を使いますが、賛成の立場から、いろいろ質疑をこれまでやってきましたけど、今、世の流れはやっぱり学校給食費の無償化、この前はフリースクールの子供たちの行き帰りの補助とかも、この議会は反対してしまって、子供たちの教育、それから子育てに対する支援というのは、これからめいいっぱいやっていくべきじゃないかなと思っております。賛成の立場ということを言いましたが、6月議会に向かって、早急に無償化をしていただくような形でお願いして、賛成に参りたいと思います。

以上です。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和6年度東串良町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第18 議案第26号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第18 議案第26号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第26号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決しま

## 会 議 の 経 過

す。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 1 9 議案第 2 7 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第 1 9 議案第 2 7 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第 2 7 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第20 議案第28号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定） 特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第20 議案第28号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）  
特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第28号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特  
別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第21 議案第29号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第２１ 議案第２９号 令和６年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２９号 令和６年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第２２ 議案第３０号 令和６年度東串良町水道事業会計予算

議 長（田之畑）

日程第２２ 議案第３０号 令和６年度東串良町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第30号 令和6年度東串良町水道事業会計予算を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議 長 (田之畑)

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。
各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りします。
各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

## 会 議 の 経 過

### ◆ 日程第２４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第２４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第７５条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第１回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前１０時１１分